

赤十字と国際法の推進者

ギュスターフ・モアニエ伝

フランソワ・ブニヨン 著

廣渡 太郎 訳

アンリー・デュナンの同志として赤十字創設を実現し、赤十字運動とジュネーブ条約の発展を主導した傑出した実務家ギュスターフ・モアニエ。「赤十字の育ての親」ともいえる彼の生涯と業績をたどる本邦初の伝記。



理想の
実務家
リーダーシップ
愛

日本赤十字国際人道研究センター



ギュスターフ・モアニエの胸像（ジュネーヴ大学・バスチヨン公園内）

© Hirowatari / I.H.S.

現在のヴィラ・モアニエ
© Niinuma / I.H.S.



正面



中庭側



ヴィラ・モアニエの記念額



レマン湖に面したジュネーヴの街並み
© Hirowatari / I.H.S.

サン・ピエールの元カジノ館（ジュネーヴ）

旧市街にあるこの建物を会場にして1863年2月9日にジュネーヴ公益福祉協会の総会が開催され、最初の赤十字組織「五人委員会」（負傷兵救護のための恒久的な国際委員会）が設立された。

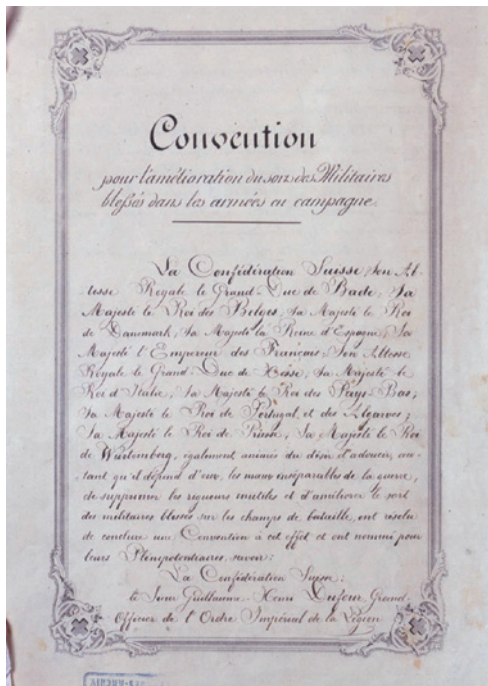
© Hirowatari / I.H.S.



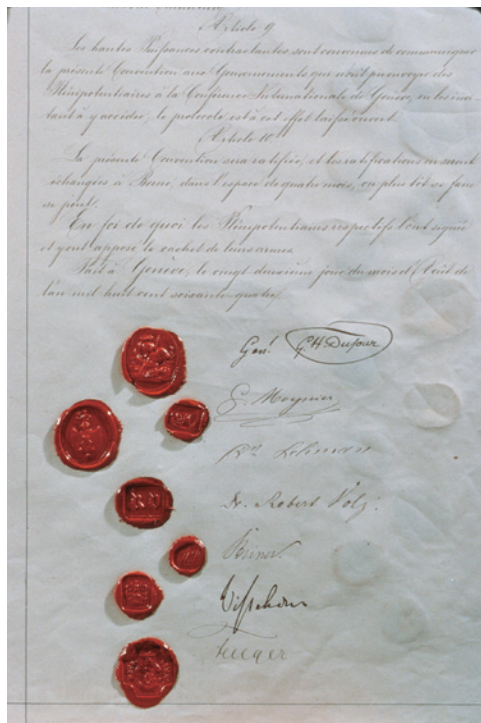
元カジノ館にある記念額

「この館において1863年2月9日、ジュネーヴ公益福祉協会のアピア、デュフル、デュナン、モーノワール、モアニエが委員会を創設し、赤十字国際委員会の基となった」と記されている。

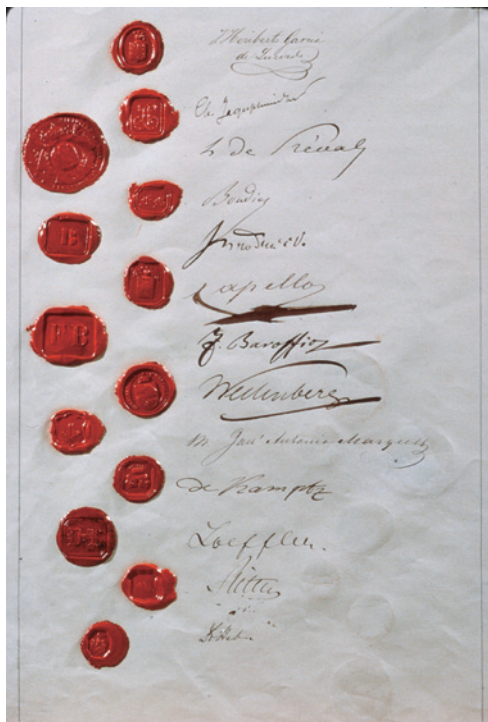
1864年8月22日に調印されたジュネーヴ条約署名は条約の第7、8頁にあり、最初にデュフェル將軍、続いてモアニエの署名が見える。
 © ICRC Archives



第1頁



第7頁



第8頁



現在の赤十字国際委員会（ICRC）本部（ジュネーヴ）

1946年に「ヴィラ・モアニエ」から移転し、現在に至る。国連ジュネーヴ事務所に隣接するこの建物は、かつては高級ホテルであった。

© Hirowatari / I.H.S.



赤十字国際委員会本部の受付棟

フランソワ・ブニヨン 著
廣渡太郎 訳

赤十字と国際法の推進者

ギユスターフ・モアニエ伝

日本赤十字国際人道研究センター
赤十字国際委員会 / 国際赤十字・赤新月社連盟
アンリー・デュナン協会 / ジュネーヴ人道協会

Gustave Moynier

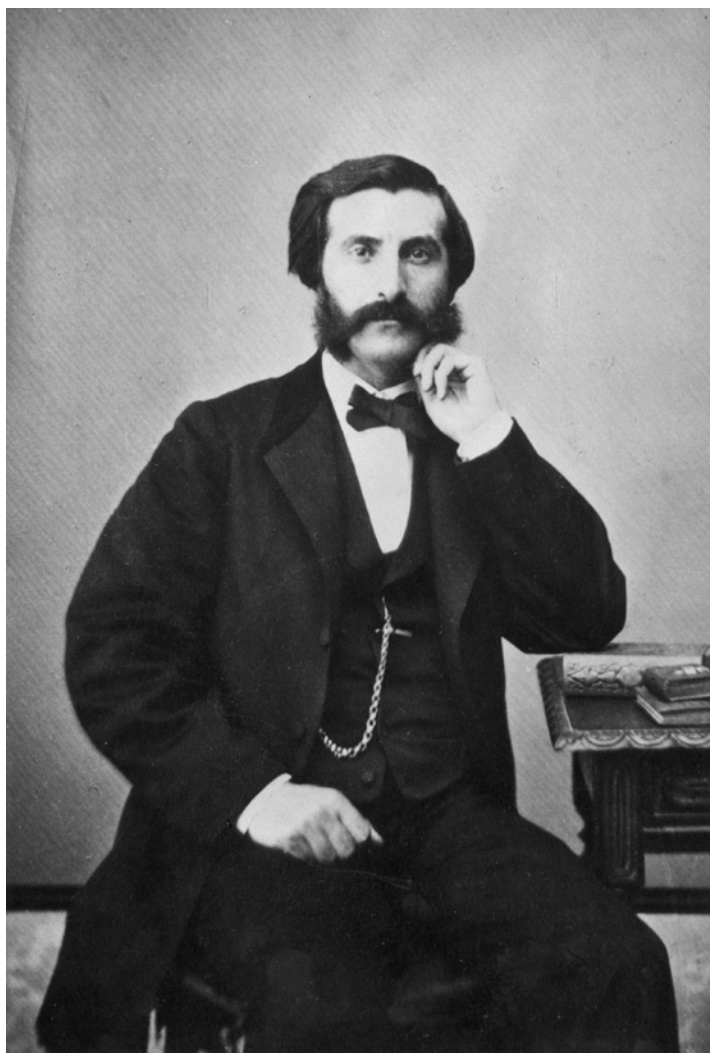
©Éditions Slatkine and Henry Dunant Society, Genève, 2010

Japanese edition published by the Japanese Red Cross Institute for
Humanitarian Studies (I.H.S.) / Japanese Red Cross Academy, 2020

Japanese edition rights arranged with François Bugnion and Éditions
Slatkine, Genève

Original French edition: Éditions Slatkine, Genève, 2010





赤十字創設当時のギュスターフ・モアニエ

© Ville de Genève/ICRC (撮影 : Frédéric Boissonnas)

刊行に寄せて

本書は、アンリー・デュナンの考えに深く共感して赤十字の創設にかかわり、1864年から1910年にその生涯を終えるまで、実に40年以上にわたって赤十字国際委員会の総裁として、赤十字と国際人道法を推進したギユスターフ・モアニエの伝記です。モアニエは赤十字のみならず、万国国際法学会の創設者のひとりでもあり、国際法の推進者としても、また、国際刑事裁判所を構想した先駆者としても、人類史上に非常に大きな足跡を残しました。

当センターでは、2017年、日本赤十字社創立140周年を記念し、赤十字をさらに広く理解していただく一助となることを願って『日本赤十字社の父 佐野常民伝』を刊行し、翌2018年には『赤十字の創始者 アンリー・デュナン伝』を上梓しました。本書は、それに続く第3弾の企画として刊行するものです。

原著は、2010年、赤十字史や国際人道法の研究における世界的権威のひとりであるフランソワ・ブニヨン博士が書き下ろしてジュネーヴ人道協会から刊行された

『Gustave Moynier』であり、同書は、同じく赤十字史やデュナン研究の第一人者として知られ、2001年に「アンリー・デュナン章」を受章したロジェ・デュラン博士が著したデュナンの伝記『Henry Dunant』と2冊1セットで刊行されました。その背景には、今日、赤十字の創始者として世界に広く認知されているアンリー・デュナンに比べて、ギユスターフ・モアニエの生きざまや人となりはほとんど知られておらず、また、その業績に対する評価も必ずしも適正とはいえないという懸念があつたためでした。しかし、モアニエの存在なしには、デュナンが『ソルフエリーノの思い出』で示した理念を具現化し、その後の赤十字の発展を見ることはできなかつたにちがいません。

日本においても、これまでモアニエに関する情報は非常に少なく、その生涯や彼が成し遂げた仕事に正面から光があてられたことはなかつたと言つてもよいでしょう。この短い伝記の日本語訳が、モアニエの遺した業績とその功罪に対する理解を深め、改めて赤十字や人道を考えるうえでの一助となることを願っています。

2020年3月

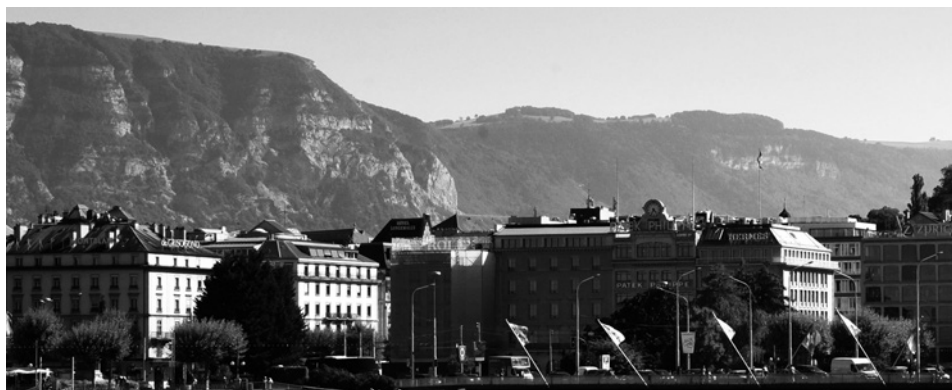
日本赤十字国際人道研究センター

目次

1. ギュスターフ・モアニエ（1826年～1910年） 9
2. 恵まれた幼少期 10
3. 学生時代、「ジュネーヴ学校」と大学 13
4. 職業人としての初めての迷い 17
5. ジュネーヴ公益福祉協会と博愛主義 22
6. 「ソルフエリーノの戦い」のあとに 28
7. 赤十字の誕生 32
8. 赤十字の創設から最初のジュネーヴ条約へ 48
9. 赤十字国際委員会総裁 56
10. ジュネーヴ条約の改訂 76



11.	「アラバマ号」仲裁裁判と万国国際法学会の創設	78
12.	「コンゴ自由国」総領事	85
13.	家族思いの良き父	92
14.	おわりに	96
	年表	99
	文献一覧	117
	原注	118
	訳注	119
	訳者あとがき	122
	訳者参考文献	125



ジュネーヴ

© Hirowatari / I.H.S.



1906年、ジュネーブ条約改訂会議終了後のギュスターフ・モアニエ
© ICRC Archives (撮影：Frédéric Boissonnas)

1. ギュスターフ・モアニエ（1826年～1910年）

スイスの著名な写真家フレデリック・ボワソナが撮った1枚の写真がある。1864年のジュネーブ条約を改訂した、1906年の外交会議における閉会式の場で撮られたこの写真に、ギュスターフ・モアニエは胸にいくつもの勲章を輝かせ、白いあご髭をたくわえた眼光鋭い紳士としておさまっている。それから4年後の1910年、彼は天寿をまっとうした。モアニエが1864年からその死まで総裁を務めた赤十字国際委員会（ICRC）には、ヨーロッパ、アジア、アフリカの世界各国から続々と哀悼のメッセージが寄せられた。

しかし、死去からわずか数年後には、モアニエはすでに人々の記憶から忘れ去られていた。1917年3月12日にジュネーブ大学で行われた講演で、ベルナル・ブーヴィエ教授は「我が国のもっとも荣誉ある国民のひとりとして、モアニエ氏を位置づけようではないか」と市民に訴えかけたのだが徒勞に終わった。ジュネーブ市民も世界の人々も、カルヴァンとルソーとアンリー・デュナンのことは多少なりとも知っては

るが、ギユスターフ・モアニエについては何も知らないのである。

生前の成功と名声と賞賛に包まれた輝かしい人生と、死後、瞬く間に忘却の彼方に追いやられて無名の存在となってしまうこの落差を、どう説明したらよいだろうか。だがそもそも、ギユスターフ・モアニエとはいったい何者であったのか。

2. 恵まれた幼少期

ギユスターフ・モアニエは、1826年9月21日、ジュネーヴに生まれた。彼の生まれたバス・デザルマン^{II}ドウシュ通37番地（現在のラ・コンフェデラシオン通）は、ジュネーヴの貴族や上流階級の人々の邸宅が軒を連ねるシャンペル地区やローヌ川対岸のサン・ジェルヴェ地区といった山の手に対して、時計や宝飾品、ハウロウ細工などの職人や肉体労働者が住む下町であり商業の中心地であった。

父親のジャック^{II}アンドレ・モアニエ（1801年〜1885年）は、フランス南

部ラングドックの地方貴族の家系で、宗教的迫害から17世紀にジュネーヴへ逃れてきた一族の末裔だった。ジャックIIアンドレは、父親がジュネーヴで創業した時計工場「モアニエ・エ・フィス（モアニエと息子たち）」社を受け継いだ。会社は入念な職人技と質の高い製品づくりという伝統を守りながら、ヨーロッパ各地と商いをしてきた。

ジャックIIアンドレ・モアニエは、ヘルヴェティア共和国⁽¹⁾の革命とフランスの支配による暗黒時代が終わりを告げた後の、ジュネーヴの新たな繁栄の恩恵を受けた。時計事業に並行して政界にも進出し、1835年にスイス代表会議に議席を得た。その後、1842年から1846年の間は、現在で言えばリベラル派にあたる「第三党」の所属議員としてスイス大会議で活躍した。第三党は1813年12月31日にスイス連邦制が復活して以来、ジュネーヴの政治体制を支配していた専制政治を支持する保守勢力に異を唱える一方で、革命的な政権交代を主張する自由主義派に対しても反対していた。この第三党から1843年12月13日、ジャックIIアンドレ・モアニエは（州政府の）国会議員に選出されたのである。しかし、自由主義派による革命の煽りを受けて、1846年10月9日に議員辞職を余儀なくされた。

1824年11月17日、ジャックIIアンドレ・モアニエはロール・デオナと結婚した。ロールの父親イザク・デオナは、ジュネーヴのコワントラン地区に家屋敷と、ジュネーヴ近郊のフランス東部のアン県に土地を所有していた。ジャックIIアンドレとロールの間には一人息子のギュスターフ・モアニエがいた。

ギュスターフ・モアニエは数多くの著作を残したが、その中で自分の幼少期に触れることは一切なく、子どもの頃の詳細は不明である。しかし、公共心と誠実さをモットーとする家柄で、ジュネーヴを愛し、プロテスタントの信念を貫きながら一人息子に希望を託す愛情あふれる両親の下で育てられた。その幼年時代は、まぎれもなく恵まれたものであったにちがいない。



ギュスターフ・モアニエ、8歳
(鉛筆画・ジャン＝レオナル・ルギヤルドン)
© Moynier family

3. 学生時代、「ジュネーヴ学校」と大学

宗教改革者ジャン・カルヴァンが創立し、その誇り高き伝統を受け継ぐ「ジュネーヴ学校」（カルヴァン学校）に入学を許されるよりも前に、ギユスターフ・モアニエは有名私学であった「プリヴァ校」に通った。入学当初こそクラスを再履修するといったつまずきもあつたが、そこで優秀な成績を収めた。同時期に、両親の友人バルテルミ・ブーヴィエ牧師から宗教の教えも受けた。

当時、父のジャック・アンドレ・モアニエは、積極的に息子に自分の仕事を手伝わせた。そのおかげで、幼いギユスターフは父と共に4度もパリまで旅をしたのだった。1842年に「ジュネーヴ学校」を退学したとき、ギユスターフはまだ16歳だった。それから大学へ入学が可能になるまで、彼は「ジュネーヴ・アカデミー高校」に4年間在学し、20歳のときに芸術で修了証書を受け取った。

高校を卒業したばかりのギユスターフは将来に特に希望もなかったが、父親の勧めに従ってジュネーヴ大学法学部への進学を決めていた。しかし実際には何を学ぶのか

もよくわからぬまま、法学を修めればまっとうな仕事に就けるだろうといった思いぐ
らいしかなかつた。一方で父親は、息子が法学を学べばジュネーヴで政治家の道が拓
けると期待していた。

大学の授業が始まる秋までにドイツ語に磨きをかけようと、ギユスターフは、その
夏をドイツのハイデルベルクで過ごした。ところがその間に、ジュネーヴの政治体制
とギユスターフの両親の人生を一変させる一大事件が起きたのである。

1846年10月6日、サン・ジェルヴェで宣言された自由主義派による革命は、3
日後には時の政権を打倒し、国会議員は10月9日に総辞職した。自分と家族の身に危
険が迫っていると察知したジャック・アンドレ・モアニエは、妻と共に当時はまだピ
エモンテ・サルデーニャ王国⁽²⁾に属していた都市アマシーへと逃れた。そこからモア
ニエ夫妻は多くの親戚や友人を頼つてパリへと向かつた。

ギユスターフはパリで両親に合流し、確たる信念もなくソルボンヌ大学法学部へ進
学した。ジュネーヴ大学への進学を諦めなければならなかつたからだ。全員が貴族出
身だつたジュネーヴ大学法学部の教授たちは、新政府に反対して辞表を提出したので

ある。ジュネーヴ大学法学部に「正しい考え」を持つ新たな教授陣が揃うのは、それからまだ1年以上も先のことだった。

それも束の間、1848年に今度はフランスで2月革命が起き、国王ルイ・フィリップの7月王政が崩壊した。これを受けてモアニエ夫妻もそう長くはパリに留まらなかつた。1849年8月4日、ジャックIIアンドレ・モアニエはジュネーヴ近郊のフェルネ（現在のフランス、アン県フェルネ・ヴォルテール）に「ラ・ペジューブル」⁽³⁾として知られる地所を購入した。そして夫妻でフェルネへと移り住み、ギユスターフも休暇中はそこで両親と過ごした。



ギユスターフ・モアニエ、25歳
(鉛筆画・ジャン＝レオナルド・ルギャルドン)
© Moynier family

父親の助言にしたがつて法学の勉強を始めたギユスターフだったが、見知らぬ大勢の新生に囲まれて学ぶソルボンヌ大学を好きになれずにいた。しかし、しばらくすると法学の面白さにすっかり魅せられて虜になつていった。

学問への情熱は、ギユスターフが光の都パリで文化的な生活を謳歌することも拒まなかった。フランス演劇にのめり込み、特に劇作家ラシーネの韻文悲劇『アンドロマック』や『フェードル』、『アタリー』の演技で大好評を博していた悲劇女優ラシエルが舞台に立つコメディ・フランセーズに、ギユスターフは足繁く通った。また、パリ在任のジュネーヴ出身者たちが主催する集まりやダンスパーティーにも通った。おそらくそのいずれかの集まりで、富豪の銀行家バルテルミ・パッカールの娘で「ファニー」の名で知られていた、ジャンヌ・フランソワーズ・パッカールと出会ったのである。そしてギユスターフがパリを去る前に2人は婚約した。

それでもギユスターフは勉学を疎かにはしなかった。1850年春、彼は2つの学士論文を提出している。ひとつはラテン語で執筆したローマ法に関する論文で、もうひとつはフランス語で執筆した民法に関する論文だった。3月1日には口頭試問を受け、最高点の成績を収めた。そしてその日のうちに5頭立ての郵便馬車に乗り込み、35時間後にはフェルネの両親の下にいたのだった。

4. 職業人としての初めての迷い

卒業を間近に控えたギユスターフは、パリとジュネーヴのどちらを取るかで悩んでいた。フィアンセが住み、自分に新たな視野を与えてくれる文化豊かなパリと、両親のいる自分の生まれ故郷ジュネーヴと、そのどちらかを卒業後の拠点とするかで葛藤があつたのだ。だが結局ジュネーヴに軍配があがつた。

ジュネーヴに戻ったギユスターフは、弁護士としての実務研修とそれに先立つ弁護士資格試験の準備に取りかかった。1850年7月2日と3日に行われた弁護士資格試験で、自分の学士論文『ローマ法における禁止事項』に関する口頭試問に臨んだ。みごと合格して1週間後には宣誓をし、グデ・オデウ法律事務所の実務研修に入った。

プロの弁護士への足掛かりを得たギユスターフ・モアニエは、すぐに結婚を決めた。1851年6月14日、モアニエとファニー・パツカールは、ギユスターフの両親が住む「ラ・ペジール」にほど近いフェルネの教会で式を挙げた。2人はコラトリー通10番地に居を構え、毎週日曜日はフェルネか、レマン湖を臨むセシユロンにファニー

の父バルテルミ・パッカールが建てた瀟洒な別荘①(4)で過ごした。

学業を終えたばかりの若者は、社会人として新たな自由を手に入れようと急いで就職するものだが、モアニエの場合はちがった。家庭を持ったにもかかわらず、1851年9月16日、モアニエは弁護士の実務研修も終えぬうちにグデ・オデウ法律事務所を辞めてしまった。明らかに、真摯に法学研究に打ち込みたいという思いのほうが、弁護士を^{なりわい}生業とする法学実務への魅力に勝つたからである。それからの3年間、モアニエは弁護士以外のさまざまな職業に挑戦した。知り合いの業務代理店で法律顧問をしたり、火災保険会社「ユニヨン・ドウ・パリ」で、フランスのアン県ジェクス



「ファニー」として知られた、ジャンヌ＝フランソワーズ・パッカール (1828–1912)

© Moynier family
(撮影：Frédéric Boissonnas)

地方を担当する外交員をしたり、さらにリヨンとジュネーヴを結ぶ路線を建設していた鉄道会社の会計係をしたりしたが、そのどれも長くは続かなかった。不動産登記局の助手職にまで応募したが、それは不採用だった。そして1854年秋、



19世紀末の「ラ・ペジューブル」
© Moynier family (撮影：Frédéric Boissonnas)



19世紀末の「ヴィラ・モアニエ」
© Moynier family (撮影：A. Detraz)

モアニエは保険会社の外交員も鉄道会社の会計係も辞している。それ以後、給与を得る仕事に就いた形跡はない。

自らの裕福な家柄と、特に妻の実家が資産家だったおかげで、モアニエは家族を養う心配をせずにすんだ。自分の置かれた立場、それまでに受けてきた教育や法律実務の訓練、個人的な関心、19世紀中葉のジュネーヴにまだ色濃く残っていた古代ギリシア的伝統、そして実父の姿、そのすべてがモアニエにジュネーヴへの奉仕活動に人生をかけようと決意させた。ところが、1846年の急進革命のせい、時の政治家やモアニエが属していた中産階級の商人は、ことごとく政界からはじき出されてしまった。しかもモアニエは、ジュネーヴで議員として政治活動をした経験は持ち合わせず、ゾンダーブント戦争（1847年11月）^⑤の後につくられた新たなスイス連邦議会にも関わっていなかった。ゾンダーブント戦争の当時は、モアニエは遠く離れたパリのソルボンヌ大学で学びながら、戦いを傍観していたに過ぎなかったのである。

その社会的身分のおかげで、家族を養う義務もなく政界にも関わらなかつたことから、モアニエの職業意識は別の方向へと向かつた。それが、生涯を通じてのテーマとなる「博愛主義」であつた。

「私には人々と我が国家の役に立ちたいという思いがあり、それが私の原点でした。しかもありがたいことに、私は額に汗して働く必要がないので、自分の目標を達成するためにどうすればよいかだけを、ずっと考えあぐねていたのです。……私は福祉協会に注目しています」と、モアニエは友人のオーギュスト・ブーヴィエに宛てた1853年1月7日づけの手紙に書いている。

1850年12月29日、フランソワ・ボルディエ牧師に勧められて、モアニエは見習い工を支援する扶助協会の会員となった。そしてすぐに書記職に就き、ほどなくして事務局長となったのだった。

扶助協会の書記として、モアニエはジュネーヴで活動している慈善団体の情報収集をする調査に取り組んだ。そのおかげでジュネーヴ公益福祉協会 (*Société genevoise d'utilité publique*) との接点が生まれ、1855年2月15日にはその会員となった。やがて公益福祉協会と関わる仕事を引き受けることになり、これがその後のモアニエの

運命を決定づけることになるのであった。

5. ジュネーヴ公益福祉協会と博愛主義

ジュネーヴ公益福祉協会は、18世紀の自由主義とカルヴァン主義の申し子であり、神学的な使命に加えて発足当初から社会を啓蒙する役割も担っていた。その創設は、ナポレオンによる幾多の戦災がジュネーヴにもたらした極度の貧困と、工業化時代の幕開けに対する反動でもあった。公益福祉協会の設立会議は、州議会議員、ジュネーヴ大学教授、牧師やその他の有力市民らが集まり、1828年1月10日に開催された。ジュネーヴ公益福祉協会は、貧困から人々を救うと共に、人々が極貧に陥るのを防ぐことをめざす慈善団体の発展に向けた支援を自らの目標として掲げていた。しかし、慈善活動で目標の達成をめざすのではなく、活動はむしろ社会問題の解決策を見出す研究の奨励に重きが置かれた。理性による知を重んじる啓蒙時代から受け継がれた伝

統にのっとり、公益福祉協会は時おり研究コンペを実施した。もつとも優れた研究を表彰して出版することもあった。要するにジュネーヴ公益福祉協会とは、労働者階級の生活状況に関心の高い上流階級の市民団体だったのである。

しかし創設者たちの寛容な思いは、その事業活動に十分反映されるには至らなかった。公益福祉協会はやがて機能不全に陥り、あまりのひどさに、会員から「完全に破綻しないうちに他の団体との合併を検討しよう」という声まで上がる始末だった。

モアニエは公益福祉協会を立て直そうと腹をくくり、すぐに精力的に動いて実力を発揮した。社会問題の研究に役立つように公益福祉協会の図書館にある蔵書の再編にも取り組んだ。

1856年9月、ブリュッセルで開催された国際福祉大会に、モアニエは他に2人を伴ってジュネーヴ公益福祉協会の代表として参加した。会議への出席はモアニエの視野を広げた。国境を越えて経験を分かち合うことの可能性に気づいたのである。それ以来、国際協力はモアニエの仕事の最重要課題のひとつになった。

翌1857年9月、フランクフルトで開催された国際福祉大会に再び公益福祉協会

の代表として参加することは、モアニエにはしごく当然の成りゆきであった。かくして1857年12月10日、弱冠31歳にしてモアニエはジュネーヴ公益福祉協会の会長に選出され、その後10年間にわたって会長職の座に就いた。それどころか、実際にはおよそ一世代にわたって公益福祉協会の事業に君臨したのだった。それはいうまでもなく、ジュネーヴ公益福祉協会の歴史でもっとも実り多き時代であった。

ジュネーヴ公益福祉協会の『会報』第1号は1858年に出版された。4半期毎のこの報告書の発行は、モアニエの目標のひとつであり、彼は永年にわたって出版を続けた。『会報』の発行は、1966年から1978年の間に中断したのを除き、今日もなお継続されている。

しかしながら、モアニエはジュネーヴ公益福祉協会の運命を決める会長職の仕事に甘んじていたわけではなかった。公益福祉協会のためにモアニエが個人的にも多くの研究を行っていたことは、その著作一覧に見て取ることができる。

▼「ジュネーヴにおける慈善事業」（1857年）

- ▼「オルレアン鉄道会社の労働者支援機関」（1857年）
- ▼「オルレアン鉄道会社の収益における従業員の参画」（1858年6月）
- ▼「ジュネーヴ福祉団体統計」（社会福祉または慈善団体調査、1860年2月）
- ▼「ジュネーヴ州における捨て子または孤児に対する支援の歴史」（1860年）
- ▼「最良の火災保険制度」（陪審報告書、1861年）
- ▼「ジュネーヴ公益福祉協会図書館蔵書目録」（1862年）
- ▼「ジュネーヴ州における酒類の乱用」（1863年1月）

こういつたさまざまな研究を通じて、モアニエは当時新たな学問であった社会学へと分け入り、それが自身の主要な関心領域のひとつとなったのである。モアニエはまた、別の科学におけるスイスでの先駆者にもなった。その科学とは、社会学と社会科学を補完する統計学である。モアニエは、1863年10月1日にジュネーヴで設立されたスイス統計学会の創設に参加して初代会長となった。

1863年9月にベルリンで開催される国際統計学会に、スイス代表として赴いて

ほしいとスイス連邦政府が出した要請を、モアニエは家庭の事情から断った。しかし、フィレンツェ（1867年）とハーグ（1869年）での国際統計学会には、スイス代表として出席している。

ジュネーヴやスイスの社会問題に関する研究と同時に、モアニエは慈善事業における国際協力への関心も持ち続け、1862年6月9日から24日にかけてロンドンで開催された国際福祉会議に、ジュネーヴ公益福祉協会の代表として出席した。その会議の席上で副議長に選出され、「国際福祉学会」の組織化に関する課題の調査委員にも選ばれた。さらにジュネーヴ公益福祉協会を代表し、モアニエは次期会議をジュネーヴで開催したいと提案したのだった。

これに続く赤十字の創設でモアニエが持つことになる新たな国際的な見地は、地元ジュネーヴの社会問題に関する自らの関心を削ぐことになったのだろうか。実はまったくその逆であったことは、赤十字創設以降に製作された出版物が如実に示している。

▽「スイスにおける労働者階級の機関」（スイス連邦参事会からの委託調査の出版、

1867年2月)

- ▼「日曜休業の遵守に関する競技会」(陪審報告書、1870年)
- ▼「事業収益への労働者の参画」(1870年)
- ▼「ジュネーヴ慈善団体名鑑」(1875年)
- ▼「病人に対し無料診療を実施しているジュネーヴの団体」(1878年)
- ▼「ジュネーヴ公益福祉協会50周年記念誌」(1878年)
- ▼「ジュネーヴ連合協会」(1880年)
- ▼「ジュネーヴでノンアルコール飲料を提供する飲食店団体」(1881年)
- ▼「スイスにおける移民問題」(1882年)
- ▼「火葬に関して」(1883年)
- ▼「19世紀ジュネーヴ監獄史」(未完、1886年)
- ▼「海外におけるスイス人女性教師、家庭教師、家政婦の保護に関するジュネーヴでの自由契約覚え書」(1896年)等

しかしながら、アルプス山脈の向こう側で勃発した戦火によって、まもなくモアニアは別の道を歩むことになるのであった。

6. 「ソルフェリーノの戦い」⁽⁶⁾のあとに

1859年6月24日、イタリア北部のソルフェリーノ近郊でフランス・サルデーニャ連合軍はオーストリア軍と戦火を交えていた。これはイタリアの独立と統一をかけた戦争であり、ワートルローの戦い⁽⁷⁾以降ヨーロッパでもっとも熾烈な大会戦であった。10時間におよぶ戦闘で、6千人以上の死者と4万人近い負傷者を出したのだ。

フランス軍の衛生部隊は完全に機能不全に陥っていた。実際のところ、戦場に衛生部隊は不在も同然であった。彼らは補給部隊に属しており、補給部隊の指揮官たちは衛生部隊の車両を弾薬輸送に徴用していたために、医師や看護師たちは後方に置き去りにされていた。フランス軍には戦場近くにわずか1箇所、護衛部隊の簡単な野戦救

護所があるだけで、3名の医師と6名の助手しかいなかったのだ。その野戦救護所は、ソルフエリーノから9キロ離れた小さな町カステイリオーネ・デッレ・ステイヴィエーレに置かれていた。

戦友や地元の農夫たちの助けを借り、傷がそれほどひどくない負傷兵は手当と水と食料を求めて救護所のあるカステイリオーネへと向かった。人口5千人の町は瞬く間に9千人の負傷兵であふれかえり、そのうちの500人以上が町の主教会であるキエザ・マジョーレに集められていた。

6月24日の夕刻⁽⁸⁾、ジュネーヴから来た実業家アンリー・デュナン（1828年～1910年）もカステイリオーネに入った。デュナンは医師ではなく、火急の商用があったにも関わらず、自らが目撃したその凄惨な状況を無視することは良心が許さなかったにちがいない。苦痛にあえぐ兵士たちのために私財を投じて救援物資を調達する一方、三日三晩にわたって負傷兵の看護をしたのだった。

1859年7月11日、イタリア戦争が終結したまさにその日にデュナンはジュネーヴに戻り、自分がアルジェリアで進めている事業で生じていたさまざまな経営課題に

翻弄される日々が再び始まった。

しかし、デュナンの脳裏からソルフェリーノで遭遇した負傷兵たちの記憶が消えることはなかった。1861年、デュナンはジュネーヴの自宅にひとりこもってイタリア戦争を研究しながら、後世に残る書となる1冊の本『ソルフェリーノの思い出』(Un Souvenir de Solferino)を書き上げた。

この著書には2つの側面がある。ひとつは戦闘状況の克明な描写であり、近代戦争の歴史書にも匹敵する卓越した記述である。だが、突然に筆致が変わり、キエザ・マジョーレについての描写は戦争の持つ秘められた一面を暴き出す。そこには負傷者と死者が混在して横たわり、鼻をつく悪臭と叫び声、苦痛と絶望と死がないまぜになっている。

著書の最後をデュナンは2つの提案——それは同時に2つの訴えでもある——で締めくくっている。

▽負傷兵の看護を目的にした救護団体を、多くの国々に創設すること。その救

護団体は民間からの義援金で賄われること。

▼戦地で救護団体や医務用具として働くボランティアを保護するための条約を採択すること。

第一の提案は「赤十字・赤新月社」の創設へとつながり、今日では世界192の国と地域でその活動が展開されている。そして、第二の提案は、現在の国際人道法のさきがけとなった。

『ソルフエリーノの思い出』は、1862年11月、ジュネーヴでデュナンが自費で出版した。1千6百部が刷られ、本の扉には「非売品」と記されていた。この著書はある意味で「世界の指導者に宛てた公開書簡」であり、各国の王族、政治家、軍司令官、医師、文人や著名な慈善家に宛てたデュナンの声明文であった。

『ソルフエリーノの思い出』はたちまち絶大な反響を呼んだ。出版後数カ月でさらに2つの改訂版が刷られ、一般の読者に販売された。オランダ語、英語、イタリア語、ロシア語、スペイン語、スウェーデン語に訳され、さらには——初版と2つの改訂版

を合わせた3つの版が別々に——ドイツ語へと翻訳された。しかし、読者の数もさることながら、肝心なのはその読者の質にあつた。デュナンの元には、非常に影響力のある各界の有力者から何百通もの共感を示すメッセージが届いたのである。

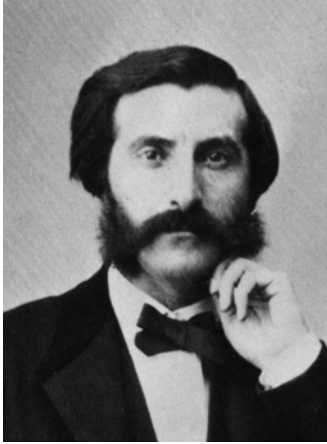
7. 赤十字の誕生

デュナンが著書を送つた数多くの指導者たちの中に、ジュネーヴ公益福祉協会の会長であるギユスターフ・モアニエも含まれていた。2人は学生時代からの知り合いであり、共にジュネーヴ地理学会に所属する会員でもあつた。

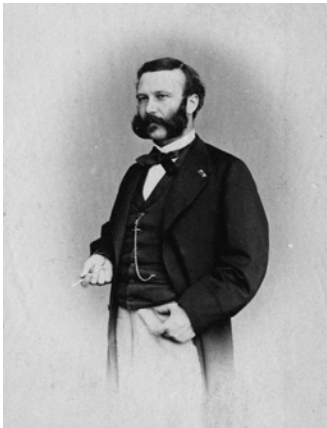
モアニエは感情にほだされるようなタイプの人間ではなかつたが、デュナンの描いた考えに「深く感銘を覚えた」と認めている。本を読み終えるやいなや、すぐに著者であるデュナンに連絡をとつたのだつた。ところが、偉業へと繋がる2つの理念を示したにも関わらず、当のデュナン自身はそれを実行に移す方略を持ち合わせていない

ようだった。初めて会ったときの様子をモアニエはこう記している。

「私は彼が自分の夢をどう実現するのかをとくに考えていて、その時まで、彼しか思いつかなかった救護団体の創設に向けて、私に有益な提案をしてくれるものとはばかり思っていた。ところが、特にその創設方法に関しては、私の思い過ぎしだったと言わざるをえない。私に不意を突かれた彼は、発想をどう形にするかの計画はまったくの白紙だとあつさり認めたのだ。」



赤十字創設のころのギュスターフ・モアニエ
© Ville de Genève/ICRC
(撮影：Frédéric Boissonnas)



赤十字創設のころのアンリー・デュナン
© ICRC Archives

デュナンには何の方略もなかったが、モアニエはジュネーヴ公益福祉協会の会長としての自らの地位と、ブリュッセル、フランクフルト、ロンドンで自分が出席した国際福祉会議の経験を活かすことができるのではないかと考えた。それでデュナンの提案をジュネーヴ公益福祉協会に諮ってみようと申し出たのだ。

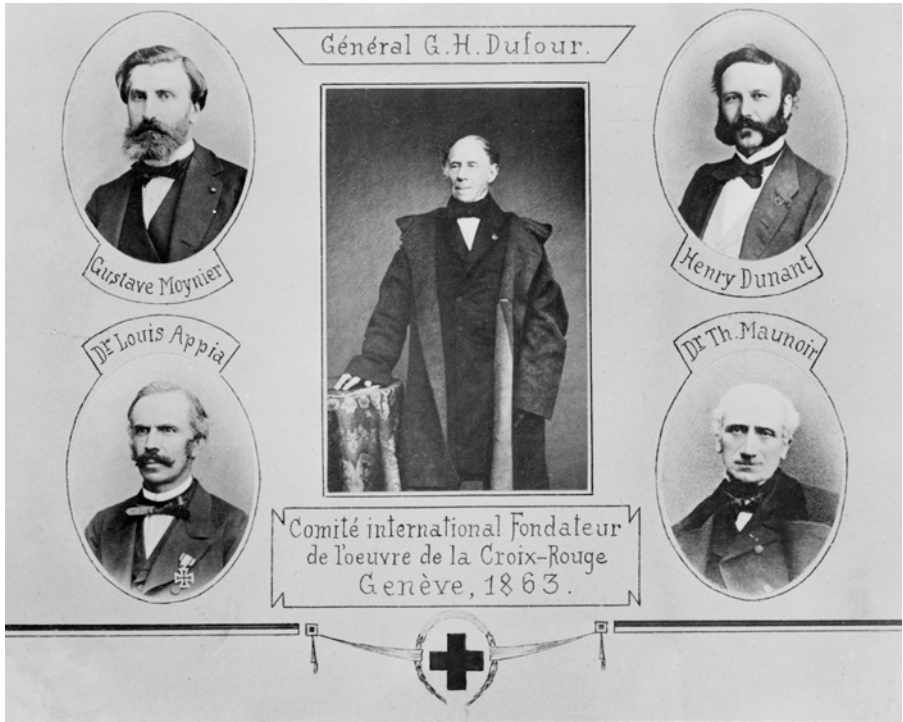
提案は1862年12月15日に開かれたジュネーヴ公益福祉協会の運営委員会に諮られたものの、協会が関与するという案は否決された。議事録は「本件は当協会が取り組むべき案件にあらず」と締めくくられている。示された難題に運営委員らがしり込みをした理由は想像するに難くない。

「小国で、慎ましく地元の利益を考えることに取り組むような協会にとつては、その提案はおよそ想定外であった。しかも、協会の限界を超えて行動できるような手段もないまま、自らの議題として、その途方もない大冒険に着手することを夢見るような内容を検討しなければならぬのであればなおさらである」と、モアニエはずっと後年になって記している。

だが、モアニエは自分の失敗に甘んじるような人物ではなかった。1863年1月28日の運営委員会に、モアニエは再びデュナンの提案を諮ったのである。12月15日の敗北でなめた辛酸から学び、今度は落としどころを周到に決めた。モアニエは、デュナンの考えを発展させた草案をジュネーヴ公益福祉協会で作成し、1863年9月にベルリンで開催される予定の国際福祉学会で発表することを提案した。その結果、運営委員会はこれを了承したのだった。

それを受けて、モアニエは1863年2月9日にジュネーヴ公益福祉協会の総会を招集した。総会はデュナンの提案に懐疑的な空気に満ち、誰もがその崇高な意図は理解しつつも、実現を妨げると危惧される問題点の指摘に終始した。しかし、モアニエの提案によつて協会はベルリンでの国際会議に草案を提出することと、その起草委員会に5人の会員を任命することを了承した。デュナン、モアニエ、アピア医学博士、モーワール医学博士、そして、デュフル将軍、この有力な5人が名を連ねることによつて、計画は強大な権威と信望を得たのだった。

「五人委員会」⁽⁹⁾——後年に「赤十字国際委員会」の名称となる——の初会合は、



「負傷兵救護のための恒久的な国際委員会」(五人委員会) 1863年

左上: ギュスターフ・モアニエ、中央: ギョーム・アンリー・デュフル將軍、右上: アンリー・デュナン、左下: ルイ・アビア医学博士、右下: テオドル・モーノワール医学博士

© ICRC Archives (撮影: Frédéric Boissonnas)

※上記5人の名のカタカナ表記については、赤十字国際委員会駐日代表部の定訳に準拠している。

1863年2月17日に開かれた。すぐさま「負傷兵救護のための恒久的な国際委員会」を設立することが決定され、ジュネーヴ公益福祉協会から負託を受けた権限が満了した後もこの五人委員会を存続させることが明確にされた。この判断は公益福祉協会の決定を無視するかのように見えるかもしれないが、五人委員会が自ら設定し発足当初から明確に打ち出したその目的に照らせば、理にかなっていることは明白である。すなわち、各国に救護団体を設立し、ボランティアを集め、軍当局と交渉し、救護団体の証しとして各国に同一の統一的な識別標章を導入させるという目的である。デュナンが『ソルフェリーノの思い出』で表明した、負傷兵とその救護者を保護する条約の採択をめざすという願いがついに日の目を見たのである。

五人委員会では、デュポール將軍が総裁、モアニエが副総裁、デュナンが書記となり、デュナンがベルリンの国際福祉学会で発表する草案も起草することになった。

3月17日に開催された第2回目の会合の大部分は、デュナンが受け取った数多くの賛同の確認に充てられた。また、将来の救護団体のあり方を定める議論もなされた。

第3回目の会合は8月25日まで開かれなかったが、その会合は衝撃の幕開けとなつ

た。9月に開催予定であったベルリンでの国際福祉学会が中止となったことを伝えた。モアニエは、その場でデュナンと共に五人委員会が独自にジュネーヴで国際会議を召集することを提案したのである。五人委員会は、デュナンが準備した「条約草案」の各条項を検討し、デュナンとモアニエに文言の最終調整を行うことと、会議への招聘状の作成を命じた。

作業はてきぱきと進められた。9月1日、五人委員会は10月26日にジュネーヴで開催される国際会議への招聘状を発送した。招聘状には、将来の救護団体の基本原則を定めた条約草案が添付されていた。しかし、デュナンがもつともこだわった、ボランティア救護員と軍の衛生部隊の中立的地位に関する問題は触れられていなかった。

デュナンは、招聘状の発送と会議開催までのタイミングを利用して、国際統計学会に参加しようとベルリンに赴いた。実はこの学会は、モアニエが妻の第3子出産が近いことを理由に出席を断つたものであった。

デュナンとモアニエの計画に、統計はほとんど関係しないのではと訝しく思う向きもあろう。だが、そうではない。19世紀半ばの医師たちには、今日の医療職者が利用



J. H. C. バスティング医学博士 (1817
-1870)

© ICRC Archives

するような臨床での調査手段がまだなかったのである。これはパスツールが細菌感染を発見する以前の時代であり、感染症の原因はわかっていなかった。したがって、当時の医師が暗中模索しながら道を切り拓き、医療技術と患者の治療法の向上をめざすには、統計が唯一の手段だったのである。どの治療法が快復への最善の可能性を示したかを決めるには、統計に頼る以外になかったのだ。

国際統計学会の第4部会は、民間人と軍人の健康と死亡率の比較統計をテーマとしていたので、この第4部会には多くの軍医が参加し、デュナンの著書と五人委員会からの書状を受け取っていた医師もいた。そのうちのひとり、バスティング医学博士はオランダ陸軍の医務監であり、『ソルフエリーノの思い出』をオランダ語に訳した人物でもあった。

バスティング軍医の協力を得て、デュナンは五人委員会の提案を国際統計学会で発表し

た。参加した軍医の中には『ソルフエリーノの思い出』に感銘を受けた者や、五人委員会からの書状に関心を寄せていた者もいたが、参加者の注目は特にある一点に集まった。それは、軍の衛生部隊の中立的地位に関する問題である。軍医らは戦場でいかに多くの医師や看護師が巻き添えとなつて命を落とす、しかも彼らは戦闘員ではないがために、その死が誰の利益にもならないという事実を五人委員会よりもはるかに意識していたのだ。したがって、五人委員会の計画を支持する決議案の採択にだれも躊躇はなかつたのである。

この支持を得て、デュナンは9月15日づけの新たな書状をベルリンから送つた。その中でデュナンは——五人委員会の名で、しかし、事前に委員会に諮ることなく——軍の衛生要員とボランティア救護員に中立的地位を与えることを提案したのだ。五人委員会の面々にとつてそれは、デュナンが自分の思惑を既成事実化する行為としてしか映らなかつた。

『ソルフエリーノの思い出』の反響で時代の寵児となつていたデュナンは、ベルリンからジュネーヴへの帰路の途中で、ドレスデン、ウィーン、ミュンヘン、シュトゥット

トガルト、ダルムシュタット、カールスルーエに立ち寄り、それぞれの首都で熱烈な歓迎を受けた。この好機に乗じてデュナンは負傷兵救護の必要性を訴え、ドイツ諸邦にジュネーヴでの会議へ必ず政府代表を送るようにと迫ったのである。

10月19日、恐らく自分の旅の成果に大いに満足しながら、デュナンは意気揚々とジュネーヴに戻ってきた。一方で五人委員会の面々はデュナンの話を聞くために集まったものの、その対応は極めて冷ややかだった。委員会にとつてベルリンでデュナンが送った書状は、まったく受け入れがたいものだったのである。モアニエは「我々は、貴君が不可能なことを求めていると考えている」と露骨にデュナンに告げた。その好ましさからざる書状を撤回するには、時すでに遅しであり、もはや忘れることぐらいしかできなかつたからだ。

1863年10月26日、デュフル將軍が開会を宣言し、戦場における陸軍の医療救護の不備に関する打開策を検討する国際会議がジュネーヴで始まった。会議には36名が参加し、14カ国から政府代表18名、諸団体の代表6名、個人の資格で7名、それに加えて、もちろん五人委員会の全員が出席した。

デュフル將軍の開会の辞に続き、モアニエが五人委員会による提案の概要を説明したうえで国際会議の議長役を務めた。救護団体を創設するという考えはフランス代表から反対されたにもかかわらず、出席者からは幅広い支持を得た。その一方で、会議はベルリンでデュナンが行った提案に関しては何ら議論をせずに閉会しようとしていた。

それを警戒したバステイング軍医が声をあげようとは、五人委員会は思ってもいなかった。「いつベルリン提案の検討を始めるおつもりか」と業を煮やして尋ねたバステイングに対し、モアニエは、五人委員会はその点に関する討議を予定していないと返答した。バステイングは「ジュネーヴの委員会諸兄は、なぜ各国政府代表がこの度の招聘に応じたのか、まったくおわかりになっていない」と言い放った。五人委員会は、ベルリン提案の内容では各国政府に受け入れられないと危惧したのだったが、それは完全な誤解だった。それどころか、まさにその提案こそが、各国政府代表や、とりわけ軍医たちをもつとも関心を寄せた点であったのである。

モアニエの名誉のために付け加えれば、彼はその不適切な立場には固執しなかった。

誤解だとわかるやいなや、モアニエは会議がその点についても肯定的な結論に達するよう議論を導いたのである。

この国際会議は、以後60年以上にわたり赤十字社の基盤となる以下の10カ条の決議案を採択して10月29日に閉幕した。

ジュネーヴにおける国際会議決議

「軍の衛生活動が不十分な負傷兵救護を望む国際会議は、以下の決議を採択する。

第1条 各国は中央委員会を組織し、その任務は、戦時に必要な場合、力のおよぶかぎりあらゆる方法により陸軍の衛生活動を支援するものとする。

中央委員会はもつとも有用で適切と思われる方法により組織されるものとする。

第2条 中央委員会を支援する支部の数に制限はないが、必ず中央委員会の指揮下に置くものとする。

第3条 各国中央委員会はその国の政府と連携し、その機会が生じた際には事業を当該政府が受け入れられるようにする。

第4条 中央委員会および支部は、平時から戦時に必要な準備に万全を期し、特にあらゆる資材の準備とボランティア救護員の養成に努めるものとする。

第5条 戦時において交戦国の中央委員会は、その力のおよぶかぎりそれぞれの軍隊に衛生活動のための救援物資を配給するものとし、特にボランティアを組織し活動に従事させ、軍当局と協議のうえ、負傷者を救護する場所を設けるものとする。

交戦国の中央委員会は、中立国の中央委員会に支援を要請できる。

第6条 軍当局の要請または認可を受けた場合、中央委員会は戦地にボランティア救護員を派遣するものとする。その場合、戦地では軍司令官の指揮下に置かれる。

第7条 軍に付属するボランテニア救護員の維持に必要なものは、その一切を当該中央委員会が負うものとする。

第8条 ボランテニア救護員は、すべての国において同一の識別標章として白地に赤十字の腕章を着用するものとする。

第9条 各国中央委員会と支部は、国際会議を開催して相互の経験を報告し、また、事業のために講じられるべき規約に関する合意に向けた協議を行うものとする。

第10条 各国中央委員会間の情報交換は、当面の間、ジュネーヴ委員会を媒介して行うものとする。」

バスターニングが声をあげたおかげで、国際会議で戦場のボランティア救護員と衛生兵の保護に関する問題についても討議がなされた。しかし、会議にはこの種の問題に関する決議権がなかったため、各国政府への勧告を採択することになった。

「上記決議とは別に、本国際会議は以下の勧告を行う。

A 各国政府は今後組織される救護委員会を保護し、その業務遂行の達成を可能
なかぎり援助すること。

B 戦時において、交戦国は傷病兵搬送車⁽¹⁰⁾および陸軍病院の中立を宣言し、また、
その中立は、公的医療要員、ボランティア救護員、負傷者の救護にあたる当事国
の住民、および負傷者自身に関しても同様に、完全に無条件で認められなければ
ならないこと。

C 全軍の衛生部隊、または、少なくともこの業務に従事する同一軍隊の全員が統一の識別標章により識別されること。また、すべての国において傷病兵搬送車や病院用の統一旗を採用すること。」

この「1863年10月の国際会議における決議」（赤十字規約）は、1928年のハーグにおける第13回赤十字国際会議で国際赤十字規約が決議されるまで、各国赤十字社の事業と赤十字の法的枠組みの基礎となった。

赤十字国際委員会の著名な歴史学者ピエール・ボワシエが指摘しているように、1863年の国際会議での決議と勧告の採択は、戦争法の発展における画期的な出来事だった。

「それ（らの決議と勧告）は、戦争における負傷者救護の基本憲章である。これは人類の運命に積極的に影響をおよぼす数少ない基本文書として位置づけられるものであり、戦争自体を排除してはいないものの、人類を戦争の呪縛からの解放

へと近づけ、戦争で無数の犠牲者が出ることを阻止するものであった。人道法においては、戦争よりも人間が勝るのである。」

8. 赤十字の創設から最初のジュネーヴ条約へ

「(五人) 委員会は国際会議の好ましい成果にたいへん満足している」と、1863年11月9日に開かれた会議の議事録には記されている。

しかし、その善意は実際の行動に移されなければならなかった。モアニエの提案により五人委員会は会議に参加した代表者らに書簡を送り、各国に中央委員会を立ち上げることを奨励すると共に、国際会議での決議と勧告を各国政府がどの程度前向きに支持するつもりなのかを、五人委員会に報告するように依頼した。書簡は11月15日に送付された。

実際に、1863年の暮れには最初の「負傷兵救護のための国内委員会」がヴェル

テンブルク王国に設立された。その後の数カ月間に、オルデンブルク大公国、ベルギー王国、プロイセン王国に委員会が立ち上げられた。五人委員会は、ジュネーヴから国際会議の参加者たちに対し、国内委員会の設立を主導するよう促して政府の支持を取りつけ、会議の議事録の写しを送付することで発破をかけた。——つまり、決議に込めた熱い思いを各国の首都で具現化しようとしたのである。

同時に五人委員会は、1863年の勸告を締約国で拘束力のある条約へと変更するための外交会議の開催準備に没頭した。1863年11月15日をもって五人委員会はその検討に着手している。

自らに外交会議を招集する権限があると考えなかった五人委員会は、その任を引き受けることに前向きな国を探すことにした。しかし、五人委員会にはスイス政府に頼むかフランス政府にするかで躊躇があった。この問題は、スイスに招聘させたいと望んでいたモアニエと、1863年11月にパリから戻り、外交会議の成功にはヨーロッパの大国フランスの後援が不可欠だと考えていたデュナンとの間に、新たな軋轢を生んだと考えられる。



1864年のジュネーヴ条約が調印された
外交会議

後列左から、ギユスターフ・モアニエ（赤十字国際委員会総裁）、ギョーム・アンリー・デュフル將軍（外交会議議長）、サミュエル・レマン博士（スイス陸軍軍医総監およびスイス連邦代表）、前列、ブリエール博士（外交会議書記）。

© Ville de Genève/ICRC

最終的に五人委員会はジュネーヴでの外交会議開催を望んでいたもので、フランス外務省は五人委員会への協力を約束しながらも、スイス連邦政府にその決定を委ねてしまった。

五人委員会の講じた策とフランス政府による外交努力の甲斐あって、スイス連邦政府は1864年6月6日、全ヨーロッパの各国（オスマン帝国を含む）、および、アメリカ合衆国、ブラジル、メキシコに招聘状を送った。これには主にモアニエの手による条約草案が同封された。

外交会議は、1864年8月8日から22日にかけて16カ国の代表が出席してジュネーヴ市庁舎を会場に開催された。

スイス代表の一員として、デュフル將軍とモアニエが出席した。外交会議を招集した議長国代表として、当然のことながら、デュフルが議長役に任命された。しかしデュフルは、条約草案の主たる起草者であり各国代表への進言やさ



外交会議が行われたジュネーヴ市庁舎にある会議室「アラバマ」外観（正面中央1階）

© Hirowatari/I.H.S.



会議室「アラバマ」内部

ジュネーヴ条約調印の様子を描いた絵画が壁に掲げられている。

© ICRC Archives (ARR)

これはある意味で特異な外交会議であった。その目的が紛争後の和解をめざすものでも利益相反にかかる仲裁でもなく、将来に向けての一般的な規則を定めることにあつたからだ。そのことは会議終了時にスイス全権使節が連邦政府に書き送った報告からも明らかである。

さまざまな条文の説明に最適の人材であるとして、モアニエを補佐役に任命した。五人委員会の残りの3名は、審議や投票には参加しない条件で外交会議への出席が許された。

「外交会議ではめつたにないことであるが、今回は利益相反をめぐる対決の問題もなく、対立する要求の仲裁を行う必要もなかった。全会一致であった。その唯一の目的は、国際法を前進させる人道主義の原則、すなわち、負傷兵とその救護者全員の中立に関して正式な合意に達することであった。」

外交会議で意見が分かれた唯一の点は、「負傷兵のための救護社」（後の「各国赤十字社」）が軍隊に派遣するボランティア看護師の中立の地位に関する扱いであった。フランス代表はボランティア看護師に関する規定については署名する権限がないと申し立て、一方、他国の代表たちはそれらボランティアの正当な保護を求めたのだった。外交会議は最終的に妥協案の決議を採択した。すなわち、軍事作戦中の軍隊を救護するボランティア看護師は、軍の規律の対象となるため軍の衛生活動の一部とみなす。したがって、規定では特に言及されてはいないものの、その中立は守られるというものであった。

ジュネーヴ条約は1864年8月22日に調印された。それまでは戦時に交戦国間の関係性に影響を与えるような条約は、他にまったく存在しなかった。その内容は以下の通りである。

戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善に関する条約

「第1条 傷病兵搬送車および野戦病院は局外中立とみなすものとする。これらが傷病者を収容している間、交戦国はこれを保護し侵害してはならない。〔略〕」

第2条 病院および傷病兵搬送車に従事する監督員、医員、事務員、担架兵、従軍牧師を含む要員は、その職務に従事し、負傷者を収容し看護に従事する間は、同様に中立の資格を享受すべきものとする。

第3条 前条に掲げた要員は、敵軍の占領後も従前の病院または傷病兵搬送車

において職務を継続することができ、あるいは、占領以前に所属していた部隊に復帰するために退去することができる〔略〕。

第4条 野戦病院の什器物品は、退去の際、携行してはならない。〔略〕。

第5条 負傷者を救護する当該国住民を尊重し、また、その自由を妨げてはならない。〔略〕。

屋内に收容され看護を受ける、いかなる負傷兵の居場所も確実に保護されるものとする。自宅に負傷者を受け入れた住民は、その家屋を軍の宿舎として徴用されることなく、課される戦時税の一部を免除されるものとする。

第6条 傷病兵は、その国籍を問わず收容され看護されるものとする。

状況に応じ、かつ、両軍の合意により、司令官は交戦中に負傷した敵軍の戦闘員を速やかに敵軍の前哨基地に送還するものとする。

治療後、更なる軍務への復帰が困難と認められた戦闘員は本国に送還されるものとする。

移送される傷病兵、および、その随伴要員は、完全に局外中立であるとみなされるものとする。

第7条 病院、傷病兵搬送車、および、傷病兵を後送する移送班には、明瞭に識別される統一旗を表示するものとし、いかなる場合も国旗を併用するものとする。

中立の資格を有する者は、腕章を着用する。ただし、その交付は軍当局の決定に委ねるものとする。

旗および腕章は、白地に赤十字とする。

第8条 本条約の履行は、交戦国軍の司令官が本国政府の訓令を得て、本条約に定められた諸原則に準じて規定されるものとする。

第9条 本条約に署名した締約国は、ジュネーヴでの国際会議に全権使節を派遣しなかつた諸国政府に対し、本条約への加盟を勧奨することに同意した。「略」。

第10条 本条約は批准を要し、批准書は今後4カ月以内、または、可能であればそれ以前にベルンで交換すべきものとする。

その信念に基づき、各全権使節は本条約に署名のうえ調印を行った。

1864年8月22日、ジュネーヴにて。」

9. 赤十字国際委員会総裁

五人委員会は、デュナンが『ソルフエリーノの思い出』の最後に示した2つの考えを推進する組織委員会として設立された。当時の2つの文献からは、五人委員会（赤十字国際委員会）の委員たちが、その目的がいったん達成された後はそれぞれ別々の

道に進むつもりであったことがわかる。

それどころか、デュフル將軍は外交會議より以前に赤十字國際委員會総裁の座を退く決意をしていた。1863年3月13日の會議で、デュフルに赤十字國際委員會名譽総裁の称号を与えることが了承され、代わってモアニエが赤十字國際委員會総裁になり、デュナンは引き続き書記となることが決まった。

ほどなくして赤十字國際委員會は、自らが各国救護社間の連絡を継続して取り合い、その共通の目的に関する一般的利益を守ることが引き続き必要であると確信した。

しかも、託された目的をいったん達成した組織が新たな目的をめざそうとするのは世の常である。1863年と1864年の會議で沸き起こった機運を維持するために、ジュネーヴの赤十字國際委員會はあらゆる努力を惜しまなかった。1863年10月の決議に沿って救護社を設立するよう促す書面をジュネーヴから各国政府代表に送り、各国政府がジュネーヴ条約を批准するように要請した。

1863年10月の決議の第9条には「各国中央委員会と支部は、國際會議を開催して相互の經驗を報告し、また、事業のために講じられるべき規約に関する合意に向け

た協議を行うものとする」という規定がある。

とはいえ、国際会議の招集には主導者が必要である。その第一歩を踏み出したのは、またしても五人委員会であった。フランスの負傷兵のための救護社中央委員会委員長フェザンサック公爵に宛てた1866年9月18日づけの書簡で、モアニエは1867年にパリで開催される万国博覧会の場を利用し、各国救護社代表者会議を開催することを提案したのだった。

その結果、1867年8月26日から31日まで、フランス救護社が招集して「第1回負傷兵のための救護社国際会議」（第1回赤十字国際会議）がパリで開催された。ここでモアニエは副議長に選出された。しかし、この会議は準備が不十分であったためにいくつもの雑多な議題が討議されてひどく混乱し、そのほとんどが結論に至らないという事態になった。

五人委員会は、モアニエが主導して委員会自体の組織構成と将来の役割について討議することを提案した。国際会議に提出された文書で五人委員会はそれまで存在していた不安定な状況に終止符を打つ必要性を力説し、それによって組織を新たな要求に

応えうる水準へと高め、組織に恒久的な地位を与えることを訴えたのである。

五人委員会は、共通の利害のために結集したすべての国々が、赤十字国際委員会を代表してその決定に関して適切な役割を果たすという原則に従い、各国軍あたり1名を基本として、さまざまな国の中央委員会から選出された委員によって構成される、ある種の最高理事会 (*Conseil supérieur de l'œuvre*) の方式を採用することで、現状の五人委員会を解散することを提案した。この新たな国際代表団は五人委員会を中心にまとめられ、当の五人委員会はその「事務局」として機能するというものである。

しかし、この問題に関する討議は決着がつかなかった。フランス中央委員会の代表ブレダ伯爵は、赤十字国際委員会の本部をジュネーヴからパリへ移すことを提案したが、同時にそれは新たな組織がフランスの指揮下に置かれることを意味するため、結局その提案は却下された。最終的に国際会議では赤十字国際委員会の本部をジュネーヴに置き続けることが決まり、その組織構成と行動規範についての議論は、1869年にベルリンで開催される次回の国際会議まで先送りになったのである。

パリで国際会議が開催されていたちようどそのころ、五人委員会に激震が走り、そ

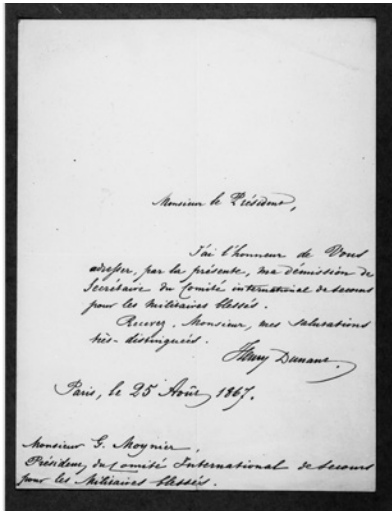
の存続を脅かしかねない危機に見舞われた。

デュナンがアルジェリアで経営していた事業は、ソルフエリーノで負傷兵に運命的な遭遇をするずっと以前からすでに危機的な状態に陥っていた。そもそも、戦争が勃発していた北イタリアにデュナンが向かったのも、実はその資金繰りのためだったのである。

赤十字の創設とジュネーヴ条約の締結で名声と榮譽をほしいままにしていたデュナンだったが、一方でその成功が「モンヌ・ジェミラ製粉会社」の社長としてアルジェリアで行っていた事業の経営を疎かにする原因にもなった。1867年春、直前にデュナンが理事に就任し、自分の事業のひとつを売却した先でもあった「ジュネーヴ信託銀行」が倒産した。負債額は甚大であり、しかも経営破綻の主な責任はデュナンにあったのである。日を追うごとにその名声と信用は失墜した。

パリでの国際会議が開幕する前夜、1867年8月25日づけの書簡でデュナンは赤十字国際委員会の書記を辞任すると申し出た。委員会は1867年9月6日の定例会で、パリに留まっていたデュナンは不在のまま、この件を審議した。

「H・デュナン氏が8月25日にパリから書き送った書簡をモアニエ氏が読み上げた。そこには、委員会書記職を辞任したい旨が述べられていた。返答として、書記職のみならず委員会委員の辞任も了承された」とその時の議事録には冷淡に記されている。



委員会書記職の辞任を伝える、1867年
8月25日づけのデュナンからの書簡
© ICRC Archives (ARR)

かくして、デュナンは赤十字から追放されたのである。

これまで赤十字の歴史家たちは、デュナンに対するこのモアニエの仕打ちに厳しい評価を下してきた。赤十字国際委員会総裁が委員会の前書記であるデュナンに課した処遇は恐らくあま

りに辛辣であり、使われた文言も、すでに地に落ちた人物に追いつちをかける致命的なものであったとする評価である。

だが、破産宣告でデュナンの評判があまりに悪くなったため、赤十字国際委員会が書記でもあったデュナンに降りかかったその不名誉のせいでも、委員会のみならず、赤十字全体の威信が損なわれかねないと恐れたであろうことは認識しておく必要がある。

デュナンとの決別は避けがたいものであったかもしれない。しかし赤十字国際委員会が、デュナンにもつと慈悲深い姿勢を示さなかったことは遺憾である。

プロイセン救護社の提案で、1869年8月22日から27日まで、ベルリンで「第2回負傷兵のための救護社国際会議」（第2回赤十字国際会議）が開催され、モアニエは副議長に選出された。

この会議で協議の焦点となった問題のひとつは、平時における各国救護社の役割についてであった。そもそも救護社は戦時に負傷兵を救うために設立された。その観点から、平時の主な任務として戦時救護の準備を行うことと、特にデュナンが求めた「熱心なボランティア」を募集し訓練することが想定されていた。ところが、各国救護社

は、単に戦時に活動するためのボランティアを募って訓練し、しかも集まったボランティアにその熱意を持続させるのは不可能であることを指摘した。救護社からは、それよりも平時の活動にもっと注力し、特に病院における医療職者の養成や病人の治療、平時に起こりうる伝染病の流行やその他の災害への対応を行いたい、という声が上がったのである。

この要求に対して赤十字国際委員会は、赤十字の創設母体として、そもそも赤十字が創られた目的を思い出してほしいと述べて防戦に迫られた。赤十字国際委員会は、平時の活動が赤十字の当初の目的を脅かすと考えたのだ。つまり、各国救護社が新しい活動に専心することで、戦場で負傷兵を救護するという、もつとも重要な目的がおざなりにされることを危惧したのである。

この協議は各国救護社の役割をめぐる最初の議論へと発展し、赤十字国際委員会は負けを認めざるをえなかった。1869年にベルリンで開催された第2回赤十字国際会議では、各国救護社が平時の活動を拡大することを奨励する決議案が採択された。特に支部を増やしてボランティア募集と看護師養成を行うことで、伝染病の流行や他

の災害に取り組み対策を活性化させる、という決議案である。

パリとベルリンでの国際会議では、単に各国救護社の役割が議論されただけではなかった。赤十字国際委員会の役割をめぐる問題も活発に討議された。

1863年10月の国際会議で「各国中央委員会間の情報交換は、当面の間ジュネーブ委員会を媒介して行うものとする」ことが決まった。これは各国で救護社がいったん設立されれば、救護社相互に直接的な関係が築かれることを想定しており、そうならば赤十字国際委員会を解散する方向だった。

だが、それは幻想にすぎなかった。各国救護社間の連絡調整を行い、組織の一般的利益の保護に責任を負う中央機関を廃止することは、それまでの経験からも不可能であることが明らかだった。いかなる形にせよ、赤十字国際委員会を維持する必要があるためである。

しかしその場合、赤十字国際委員会は平時と戦時にどのように機能すべきなのか。各国救護社との関係はどうあるべきなのか。赤十字国際委員会として与えられた任務を遂行するためには、どのような組織構造が必要なのか。

赤十字国際委員会は、これらの議題をパリでの国際会議で各国救護社の中央委員会に示した。しかし、この国際会議では非常に場当たりの議論がなされ、赤十字国際委員会には各国救護社に対してアンケート調査をせよとの結論が出ただけであった。

赤十字国際委員会による調査結果と提案を踏まえ、ベルリンでの国際会議は赤十字国際委員会に対し、赤十字の基本原則を守り普及させるために『負傷者救護の国際救護社紀要』(*Bulletin international des Sociétés de secours aux blessés*)の発行と、戦時の際に「捕虜情報局」を設立することを指示した。その一方で、赤十字国際委員会の人員構成や任務についての問題は、1871年のウィーンでの赤十字国際会議まで先送りされることになった。

この任務が赤十字国際委員会に与えられたことよって、それが赤十字の基本原則を守り普及させる目的であったことから、赤十字国際委員会が中心的立場にあるという事実と、委員会自体が1863年10月の国際会議以来自発的に担ってきた責任とが、改めて浮き彫りになったのである。

『国際赤十字社紀要』(*Bulletin international des Sociétés de la Croix-Rouge*)の発行と、

その出版業務を赤十字国際委員会に委ねるという決定によって、モアニエは、赤十字運動の理念と活動を主導する非常に貴重な手段を手に入れたのだった。『紀要』第1号は1869年10月に出版され、それ以降、年4回発行された。モアニエはその編集者であると同時に主要な寄稿者でもあった。事実、それから約30年にわたり、この出版業務の責任をモアニエはほぼ単独で担ったのである。

総裁であったモアニエの仕事量を軽減しようと、赤十字国際委員会は1898年10月にポール・デ・グートを書記に任命し、特に『紀要』と「ジュネーヴ新聞」へ定期的に送っていた赤十字通信の担当責任者とした。それまではそのすべてをモアニエ自身が行っていた。

捕虜情報局の創設計画については、2つの問題への対処が意図されていた。

▼第一に、負傷兵、捕虜および戦死者に関する情報伝達を確実に行うこと。それ以前は、敵に捕らえられた兵士には家族との連絡手段は事実上なかった。また、

戦死者は身元確認なしに塹壕に投げ込まれており、故人に何が起こったのかを遺族が知る術は皆無だった。

▼第二に、交戦国および中立国の赤十字社から提供される安否情報の伝達を確実に行うこと。

ベルリンにおける国際会議の決議ではこれら2つの問題が取り上げられた。

「戦時に、赤十字国際委員会は適切に選ばれた場所に捕虜情報局を設置するものとし、あらゆる手段を尽くして各国赤十字社間での情報交換と救援物資の送達を支援するものとする。」

決議は時宜を得たものであった。奇しくも1年後に普仏戦争が勃発した。開戦直後にモアニエは、「傷病兵のための国際救護局（捕虜情報局）」の運営陣になるよう自

らが説得した有力市民の一団を引き連れてスイスのバーゼル^(M)へ向かった。かくして1870年7月18日づけの書状で、赤十字国際委員会は捕虜情報局の開設を発表することができたのである。それは開戦からわずか3日後であった。クリスト・ゾシン医師の精力的な指揮の下、バーゼル捕虜情報局の活動は単に負傷兵だけでなく、捕虜に關してもめざましい効果をあげた。託された救援活動に向かう経路の安全を確保するために、捕虜情報局は捕虜收容キャンプまで積荷を護衛する使者を任命した。結果として、日に7百通から8百通の手紙を捕虜とその親族に送り届け、また、スイスを経由して2千6百人以上の負傷兵を本国に送還した。

赤十字国際委員会に關して言えば、武力衝突が起こるとすぐに交戦国間の外交関係や郵便が断たれるため、各国赤十字社だけでなく戦争当事国の政府も赤十字国際委員会に対して敵国への情報伝達、特にジュネーヴ条約違反の容疑に関する抗議を伝えるように求めてきた。

中立の仲介者としての赤十字国際委員会の役割は、この1870年の普仏戦争を機に始まり、普仏戦争はジュネーヴ条約が適用された初の武力紛争となった。

しかし一度戦火がやむと、そこに待っていたのは非難の応酬であった。特にフランス軍はジュネーヴ条約をまったく理解しておらず、負傷兵救護のためのフランス救護社がその任務を遂行することを一切許していなかった。条約違反の容疑をかけられた軍人たちは、支障が生じたのはすべてジュネーヴ条約が原因だとして、条約の即時破棄通告を求め、条約ではなく各国軍が独自に決める規則に代替することを要求した。

そのような誹謗中傷に、数カ国の救護社までもが賛同して支持を表明するに至り、赤十字国際委員会は守勢に立たされた。1863年から1871年にかけて赤十字国際委員会は、捕虜情報局の開設を含めた一連の大胆な構想を推し進めてきた。ところが普仏戦争が終わるやいなや、赤十字国際委員会と特にモアニエは、それまでに達成してきたこと——特にジュネーヴ条約——の堅持に全力を傾けることになった。それまで新しい組織体の創造者であった赤十字国際委員会が、次の30年間をその守護者として歩むことになったのである。

各国救護社について、救護社同士の揉め事は避けようとするだろうと思われたのだが、② 実際には相互に誹謗中傷合戦を繰り広げたので、1871年にウィーンで第3回

目の国際会議を主催することにしていたオーストリア赤十字社は、会議開催の無期限延期を考えた。

赤十字国際委員会は、10年以上かけてオーストリア赤十字社に初志貫徹するよう働きかけたが徒勞に終わったため、赤十字国際委員会が自ら第3回赤十字国際会議を招集することに決めた。その国際会議は、1884年9月6日からジュネーヴで開かれた。赤十字国際委員会が招集を提案して招待状を送付し、準備文書を作成してすべての手配を行ったので、当然のことながら会議の議長役にはモアニエに白羽の矢が立った。

パリとベルリンの国際会議では各国救護社の果たす役割の問題が最重要課題であったが、第3回のジュネーヴでの国際会議と、その後1887年9月22日から27日までカールスルーエで開催された第4回の国際会議では、赤十字国際委員会の組織構成とその役割の問題が討議の中心となった。

しかし、パリとベルリンでの国際会議（1867年および1869年）と、ジュネーヴでの国際会議（1884年）との間で、赤十字国際委員会は自らの立場を完全に翻した。赤十字国際委員会は、パリの国際会議では構成委員に各国救護社の代表も含め

て拡大することを提案したが、1870年から1871年にかけての普仏戦争が終わるころには、それとは正反対の見解を採択したのだった。戦争と同様のくだらない現象によって、赤十字内部で通用していると思われた円満な協調関係が乱されるとはだれも予想していなかったが、結成後間もない各国救護社は、もつとも悪意に満ちた主張を繰り返して互いを酷評しあつた。¹²⁾赤十字国際委員会は、その後の紛争でも多かれ少なかれ繰り返されることになるこの教訓を、けつして忘れることはなかった。

同時に普仏戦争によつて、戦時に交戦国の各救護社間のみならず、紛争当事国の政府間での情報伝達も支援する手段として、赤十字国際委員会が果たす中立的仲介者の役割がいかに重要であるかが明らかとなつた。

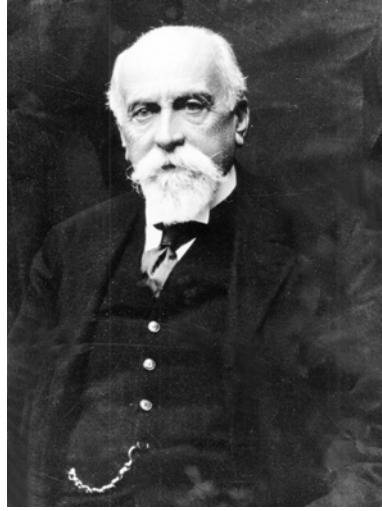
一方で、ロシア赤十字社は赤十字国際委員会の構成規模を拡大する案を採用した。したがつて、第3回と第4回の国際会議は、まったく正反対の問題に対峙することになつた。

▽一方で、ロシア赤十字社の中央委員会は、条約に基づいて各赤十字機関の関

係を統制できるように赤十字の再編を行い、赤十字国際委員会を各国救護社の代
表により構成される真の国際組織に変える提案をした。そうすることで委員会が
各国救護社に対して影響力を有することになると考えたのである。戦時における
その委員会の使命は、中立の代表を戦地に送り、交戦国が義務を果たしているか
監視することによつてジュネーブ条約違反を防ぐことであつた。

▼他方、当の赤十字国際委員会は、委員会自体が実際の経験に応じて発展して
きたことから、その組織構成と活動方法については現状維持を求めたのだつた。

モアニエが第3回国際会議の議長として招聘されたので、ギユスターフ・アドール
が赤十字国際委員会を代表することになった。^③1887年にカールスルーエで開催さ
れた第4回国際会議で赤十字国際委員会を代表したのもアドールであつた。これは、
組織としての赤十字国際委員会の立場と、総裁であるモアニエの個人的見解との間に
乖離があつたための解決策であつた——この状況は、40年間にわたり総裁を務めたモ



ギュスターフ・アドール (1845-1929)
© ICRC Archives (ARR)

守ることを最重要視した。それは、普仏戦争でその重要性が明確になったためである。

活発な議論が交わされた。ロシアの草案で問題とされたのは、単に赤十字国際委員会の組織構成だけではなかった。各国救護社が発足当初より保持してきた「独立」についても問題が指摘された。それゆえ、この提案は失敗に終わったのである。最終的にカールスルーエの国際会議では、以下の通り現状を追認する決議が採択された。

「赤十字全体の利益として、赤十字運動の発足以来の形態であるジュネーヴに本

アニエにとつて極めて例外的であり、恐

らく唯一の変則的な状況であった。モア

ニエは赤十字国際委員会を中心に各国救

護社の代表が一堂に会する「赤十字社

連盟」という考えを持ち続ける一方で、

1871年以降は赤十字国際委員会がそ

の独立性と中立的仲介者としての役割を

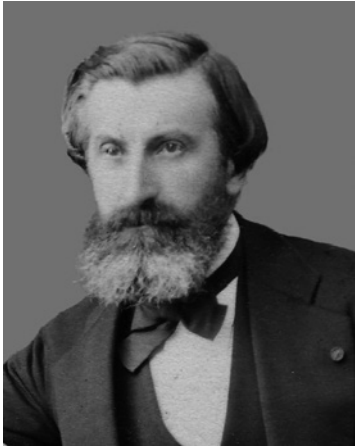
部を置く国際委員会を維持することは当を得ている。

これまでもそうであったように、国際委員会は引き続き――

- a) 各国救護社中央委員会の相互の関係維持と発展に務める。
- b) 新たな救護社については、その設立根拠を確認した後公表する。
- c) 国際的な紀要を発行する……。
- d) 戦時には交戦国軍負傷兵の便宜のために、1つまたは複数の捕虜情報局を設置し、それを通じて各国救護社が金銭または現物の救援物資を送ることができるようにする。
- e) 戦時には必要に応じ、交戦国の救護社に対して各国の通信の伝達に関する仲介ないし捕虜情報局による取り次ぎを提供する。」

かくして、創設から20年以上を経て遂に赤十字国際委員会の役割が定義され、その構成と行動規範を維持することになったのである。

その後の国際会議は、第5回が1892年にローマで、第6回が1897年にウィー



ギュスターフ・モアニエ、1878年
© Moynier family (撮影：Frédéric Boissonnas)



ギュスターフ・モアニエと妻ファニー、娘ロール、息子アドルフ
© Moynier family (撮影：Frédéric Boissonnas)

ンで、第7回が1902年にサンクトペテルブルグで開かれた。そのどれにもモアニエの参加は叶わなかったが、それぞれの国際会議においてモアニエに名誉議長の称号を贈ることによって敬意が表された。

10・ジュネーヴ条約の改訂



ギュスターフ・モアニエ、ジュネーヴ条約改訂会議（1906年）を終えて
© ICRC Archives（撮影：Frédéric Boissonnas）

40年間総裁職にあつたギュスターフ・モアニエが常に気にかけていたのは、ジュネーヴ条約の改訂であつた。1864年の条文に加えるべき改訂や最初の条約を強化する追加条項を念頭に、モアニエは条約の履行で明らかになつた問題の分析を怠らなかつた。しかし、30年以上にわたるその活動の成果は、せいぜい出版で公にされる程度の学術研究の域を出ず、また、赤十字国際委員会として各国政府に条約改訂を提案

するよう委員自体に決定を促すような内容でもなかつたため、1864年のジュネーヴ条約に疑念を生じさせる危険が残つていた。モアニエが作成した条約改訂草案と共に赤十字国際委員会がジュネーヴ条約の改訂に関する研究を

発表したのは、1898年になってからであった。

結局のところ、1899年にハーグで開かれた第1回万国平和会議を契機に、赤十字国際委員会は1864年のジュネーヴ条約改訂に向けた協議の開始を決議した。これが1906年7月6日のジュネーヴ条約へとつながったのである。モアニエ自身は改訂会議の作業に参加しなかったが、モアニエにとって積年の念願であり、30年以上にわたり取り組んできた条約改訂が遂に日の目を見たのであった。

1904年初頭、モアニエは健康上の理由から仕事のペースを落とさざるをえなくなった。1904年3月14日の会議で、赤十字国際委員会は、1888年から副総裁を務めていたギュスターフ・アドールを肩書なしのまま、実質的な赤十字国際委員会の総裁に就任させてモアニエは終身総裁となった。

それまでの40年間、モアニエは赤十字国際委員会のすべてを主導し、主要な事業全般を遂行した。赤十字国際委員会の会議を招集して議長を務め、討議のために委員に提出する草案を準備し、問い合わせに対応し、『紀要』を執筆し、蔵書目録を作成し、自らの多数の出版物を通じて公共利益の基本原則を擁護し、ベルリン会議で赤十

字国際委員会に託された権限に従つてその基本原則の普及に努めた。1864年から1904年にかけての赤十字国際委員会の事業は、その総裁であつたモアニエの仕事とほぼ同義だと言つても過言ではない。

しかしながら、この多岐にわたる仕事にも関わらず、モアニエは他でも主導的な役割を果たした。我々はそこにも注目しておく必要がある。

11. 「アラバマ号」 仲裁裁判と万国国際法学会の創設

アメリカ南北戦争（1861年～1865年）の間、イギリス政府はリバプールの造船所に対し、南部連合に約20隻の戦艦提供を許可した。その中でもっとも悪名高い戦艦が「アラバマ号」である。「アラバマ号」は撃沈されるまでの2年間に、北軍の商船に多大な損害を与えた。アメリカの世論は、開戦時にイギリス内閣が下した中立宣言に反してイギリスが南軍を支援しなければ、アメリカにおける工業の北部と農業の

南部の戦いが4年間も続くことはなかったと考えた。

南北戦争後、アメリカはイギリス政府に対し損害賠償と逸失利益を請求した。この問題は両国間の緊張を高めて関係をさらに悪化させる恐れがあった。しかし、難しい交渉を経て、ついにアメリカとイギリスはこの訴訟を国際仲裁裁判所に提訴することで合意したのである。その法廷は1872年6月15日から18日までジュネーヴ市庁舎で開かれたが、その場所は8年前にジュネーヴ条約が調印された、まさにその会議室であった。仲裁裁判所は同年9月14日に判決を言い渡した。イギリスに多額の賠償金



仲裁裁判が行われたジュネーヴ市庁舎にある会議室「アラバマ」入口
© Hirowatari/I.H.S.



会議室「アラバマ」入口横の記念額
この仲裁裁判を記念して「アラバマ」と命名されたことが記されている。
© Hirowatari/I.H.S.

を支払うよう命じ、イギリス政府は約束通り裁定を尊重した。

モアニエは、多くの同時代人と同様に「アラバマ号」仲裁裁判の歴史的意義をよく理解していた。アメリカとイギリスの2大国家が、自らの利益と名誉をかけた国際紛争事案を仲裁裁判に持ち込むことに同意できたのなら、他の国家も見解の相違を解決するために仲裁裁判に訴えることができるはずではないか。これは平和を維持する新たな方法ではないのだろうか。

しかし、同時にイギリスとアメリカには、訴訟に適用できる法と仲裁法廷上の手続きへの同意に先立ち、双方が克服しなければならぬ諸問題があることもモアニエは十分に認識していた。^④

したがって、もし国際仲裁が戦争を防ぐ手段になりうるとすれば、19世紀半ばにまだ本質的には慣習法であった国際法の内容を、さらに精緻に定義することが肝要ではないのか。法曹界にとって、これは法規則の内容と解釈を定義するのに役立つ新たな課題ではないのか。さまざまな国のもつとも著名な法学者たちがその規則の内容に合意できれば、国際仲裁裁判所の権限が保証されるのである。

「アラバマ号」についての仲裁裁定が下された直後に、モアニエはベルギーの古都ヘントに赴き、友人で国際法に関する世界初の学術誌『国際法・比較法学評論』の主幹であったギユスターフ・ロラン＝ジャックマンに会った。さらに、スイスの著名な法学者ヨハン・カスパー・ブルンチュリが教壇に立っていたハイデルベルクへも足を延ばした。^⑤そこでモアニエは、国際法の分野でもっとも著名な専門家らを組織するための恒久的機関の創設を提案したのである。

この件は急速な進展を見せた。1873年春には、ロラン＝ジャックマンが多数の著名な法学者らに宛てて国際法学研究所ないし国際法学会の創設を提案する書簡を書き送った。

その夏の終わりには、提案を受けた法学者らがヘント市庁舎に集い「万国国際法学会」を設立したのである。

国際法を発展させようとするモアニエの計画は赤十字内部ではうまく進まなかった。1871年以降、モアニエは赤十字では新たな試みを行うよりも、すでに達成されたものを守ることに一層熱意を注いだ。一方、万国国際法学会という新たな

組織の中でモアニエはその手腕を發揮した。1877年、露土戦争（1877年～1878年）で発生した法規違反や慣例の違反行為の申し立てにひどく心を痛めたモアニエは、『戦時国際法——交戦国および報道機関への訴え』(*Les lois de la guerre — Appel aux belligérants et à la presse*)と題した声明文の草案を万国国際法学会に提出した。1877年にチューリッヒで開かれた万国国際法学会の総会において、この声明文は満場一致で承認され、また、モアニエとロラン・ジャックマンは、国際条約を遵守させる唯一の手段として軍隊のマニユアルを起草するよう求められたのだった。

実際にこの問題に取り組み、1874年の「ブリュッセル宣言」や各国が採用した軍事規範、そして、アメリカのエイブラハム・リンカーン大統領が南北戦争の最中に公布した「リーバー規則」に基づき、戦争の法規慣例をマニユアル化したのはモアニエであった。

1880年9月にイギリスのオックスフォードで開催された会議において、「万国国際法学会」はモアニエが執筆した『陸戦法マニユアル』を、『オックスフォードにおける戦争の法規慣例に関するマニユアル』（通称『オックスフォード提要』）として採択

した。この『オックスフォード提要』は、それ自体は学術書であるため各国にその遵守を義務づける根拠とはならなかったが、それにもかかわらず陸戦法の原理を定めるものとなったのだった。多くの国々が自国軍の軍規を起草する際にこれを活用し、モアニエが提案した文言のいくつかは、1899年にハーグで開催された第1回万国平和会議で採択された『陸戦の法規慣例に関する条約』（「ハーグ陸戦条約」）の条項にも盛り込まれた。この万国平和会議の総会では、ロシアの国際法学者フィオドル・フィオドロビッチ・マルテンスの提案で、モアニエを「『提要』の主要な、真の作成者」として称え、感謝の意を示す投票が行われた。

『オックスフォード提要』から15年後の1895年、イギリスのケンブリッジで開催された会議で、万国国際法学会はモアニエとフランスの国際法学者で外交官でもあったエドゥアール・エンゲルハルトによる『ジュネーヴ条約の執行に必要な刑事制裁に関する報告書』を採択した。この報告書は、1870年から1871年の普仏戦争の時期にすでにモアニエが提起した考えを取り上げ、国際刑事裁判所の設置を提唱した。つまりモアニエは、旧ユーゴスラビアおよびルワンダの国際戦犯法廷や現在の国際刑



1900年から1902年の赤十字国際委員会メンバー

前列左から（着座）、アドルフ・モアニエ、デ・スピヌ博士、エドゥアール・オディエ、ギュスターフ・モアニエ、ギュスターフ・アドール。後列左から、フェリエール博士、エドゥアール・ナヴィル、カミーユ・ファーヴル、アルフレッド・ゴーチエ。壁にデュフル將軍の肖像画。

© Bibliothèque de Genève, Centre d'icongraphie (撮影：Frédéric Boissonnas)

事裁判所の必要性を唱えた先駆者のひとりであったと言えよう。

12・「コンゴ自由国」総領事

ベルギー国王レオポルド2世は類いまれな外交手腕を持ち、野心的で利益重視の君主であった。そしてオランダから独立を果たした1830年以降、ベルギー王国が経験してきた経済成長に合わせて植民地の拡大を夢見ていた。

特に1876年を境に、レオポルド2世は当時まだヨーロッパ列強が植民地としてさほど手を付けていなかった中央アフリカに照準を合わせた。同年9月12日、アフリカの探検家や地理学者らの専門家を会議に招集し、その席上、アフリカ大陸を探検して植民地化する取りまとめ役としての「中央アフリカの探検および文明化のための国際協会」(略称「国際アフリカ協会」)設立の計画を披露した。

翌1877年、イギリスの探検家ヘンリー・モートン・スタンリー⁽¹³⁾が、コンゴ川

流域に沿ってインド洋から大西洋までアフリカ大陸を探検する快挙を成し遂げ、世界の注目を浴びた。その機に乗じてレオポルド2世は、「コンゴ国際協会」を設立して名誉会長におさまるとスタンリーを雇い入れた。そして国際アフリカ協会の名の下に策略を企て、コンゴ盆地にスタンリーの探検隊を派遣し、1882年にはレオポルドヴィル（現在のコンゴ民主共和国の首都キンシャサ）に基地を建設したのである。

さらにレオポルド2世は、当時のドイツ、イギリス、フランス間の利害関係を巧みに利用して、国際アフリカ協会によるコンゴ盆地の統治を認めるようにベルリン会議⁽⁴⁾（1885年2月23日～26日）に働きかけた。かくしてレオポルド2世は、ベルギー王国の77倍の国土に匹敵する広大な植民地を個人領として手にしたのである。しかも国際アフリカ協会の名を語った統治という虚構が通用しないとわかるやいなや、1885年5月29日には「コンゴ自由国」の樹立を宣言した。

ベルリン会議の席上で、レオポルド2世は国際アフリカ協会が掲げる（被植民地人の）「文明化の使命」を強調した。この博愛主義的な使命を、特にヨーロッパだけの問題ではなくなっていた奴隷制の廃止の文脈で力説し、また、当時奴隷貿易と同じく大

混乱を巻き起こしていたアルコール貿易の禁止と絡めて論じたのである。

しかし、レオポルド2世の博愛主義とは、実際には恥知らずな搾取政策を隠すための口実に過ぎなかった。国王が行う植民地統治に対して、ベルギー王国政府が国や議会の承認を得ずに公金を支出することに消極的であったために、本国の財政支援に頼ることができないとわかったレオポルド2世は、コンゴ自由国で独自に開発資金を調達しようとした。自分の投資に見合う利益を確保するために、略奪経済を強行したのである。ヨーロッパ人入植者へ土地を譲渡し、プランテーションや鉱山の労働力として現地人を徴用し、強制労働から逃げたり働きが足りなかったりした者たちへの拷問を繰り返した。

ギュスターフ・モアニエはこのベルギー国王の企てに深く関わった。神学者L・H・ドウ・ラ・アルプ教授の進言に従って、ジュネーヴ地理学会は1877年4月に「中央アフリカの探索と文明化に関するスイス委員会」を設立した。

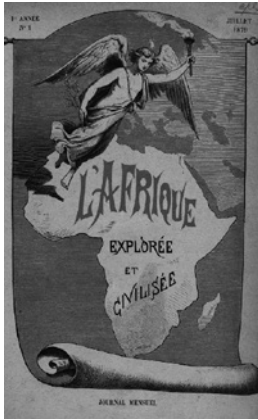
1877年6月、ブリュッセルで開かれた第1回国際アフリカ協会の会議にこのスイス委員会は、当時委員長であったアンリー・ブティリエ・ドウ・ボーモンとギュスター

フ・モアニエを代表として送った。アフリカでの経験がまったくなかったモアニエは、国際アフリカ協会の紋章として採択されていた白地に赤十字に関して反対を表明した以外はそこでの討議に参加しなかった。

1878年9月5日にパリで開かれた万国国際法学会で、モアニエは国際河川であるドナウ川をモデルに、コンゴ川の自由航行を認める条約の可能性を学会として研究するよう提案したが、議題とはならなかった。

翌1879年、モアニエは自らが編集主幹を務める月刊誌『アフリカ探検と文明化』(L'Afrique explorée et civilisée) を立ち上げた。この雑誌の目的は、国際アフリカ協会によってもたらされた発展を世界に周知することにあつた。創刊号は1879年7月に発行され、モアニエはその後10年間にわたり、1889年12月号までこの出版に携わった。

しかし、モアニエはベルギー国王の植民地事業に文筆活動で協力するだけでは



モアニエが10年にわたって編集に携わった月刊誌『アフリカ探検と文明化』創刊号の表紙

© 2019 ETH Zurich

満足しなかった。1883年7月1日づけの万国国際法学会会員に宛てた書状で、コンゴ川の自由航行体制を築く計画を再び提案したのだ。その考えは着実に支持を広げていった。万国国際法学会は1883年9月のミュンヘンでの会議で、自由航行の原則をコンゴ川とその支流に適用することを推奨する決議を採択した。

ベルリン会議は、国際アフリカ協会のコンゴ盆地における統治権を認めると同時に、コンゴ川とその支流での自由航行体制の確立も認めた。そして、その体制は戦時においても護持すべきとされ、コンゴ川には国際河川として完全に中立的地位が与えられたのである。この体制はコンゴの植民地時代を通じてずっと維持された。

1887年7月9日、モアニエはその前年から通信会員に任命されていたフランス学士院の「倫理・政治学アカデミー」で『法的に見た「コンゴ自由国」の礎』と題した講演を行っている。その中で彼はレオポルド政権を称賛し、この独立国家の基盤は慈善行為にあるとして、過去にヨーロッパがアフリカに対して行った行為への「償い」であるとまで表現したのだった。

1890年5月22日、レオポルド2世はモアニエをスイスのコンゴ自由国総領事に

任命した。それはモアニエの貢献に対する絶大な謝意であったのだが、総領事職を得たことによつて、モアニエは外交舞台につながる社会的地位を手にしたのである。それは民間主導の機関である赤十字国際委員会の総裁という資格では決して叶わなかった地位であつた。

健康上の理由から1904年に辞職するまで、モアニエは14年間にわたつてコンゴ自由国総領事を務めた。辞職後も、今度は名誉総領事に任命されたモアニエは、レオポルド政権の極悪非道ぶりが、特に1899年に発表されたジョセフ・コンラッドの小説『闇の奥』(Heart of Darkness)で暴露されて以降も、その死まで名誉総領事職にとどまつた。コンラッドは、実際に自身が副船長として「ベルギー国王丸(Roi des Belges)」という船でコンゴ川を遡行して残虐行為を垣間見た経験を元に『闇の奥』を著し、レオポルド政権の搾取政策を徹底的に批判したのだった。

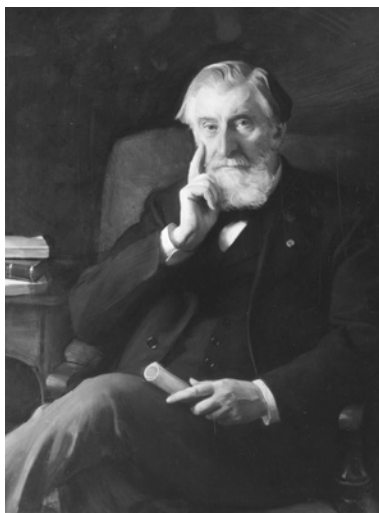
1908年10月、残忍なレオポルド体制のスキヤンダルに終止符を打つべく、ベルギー王国政府はコンゴ自由国を自国の植民地へと転換し、以後半世紀にわたつてベルギー領コンゴとした。

モアニエの生涯において、ベルギー国王の植民地事業に注力したことは汚点である。モアニエが博愛主義的な動機を持っていたことは疑うべくもなく、自身が月刊誌『アフリカ探検と文明化』で示した奴隷制反対の見解によつて、「イギリスおよび海外反奴隷制協会」の通信会員にも任命されたわけだが、それにもかかわらずモアニエは残虐で非人道的な搾取体制に加担し、その宣伝者となつてしまった。レオポルド政権は、ベルギー王国国内であれば嫌悪されたにちがいない拷問を大規模に行つた。

モアニエを擁護するならば、自らが提唱したコンゴ川の自由航行体制の構築を、モアニエ自身は国際主義の前進と捉えていたと言えるかもしれない。そして、ベルギー王国による植民地化は、コンゴをヨーロッパ列強間の植民地争奪戦の舞台となることから守り、あるいは、コンゴがヨーロッパでの新たな戦争の火種になる可能性を防ぐための手段だと考えたのかもしれない。モアニエはレオポルド2世が宣言した人道主義的な文明化という目的の可能性を最後まで信じていた。だが現実には「文明化の使命」と偽つた植民地化の企てにモアニエが道徳的権威を与えたことにより、搾取と拷問を是とする残虐な体制づくりに加担してしまつたのである。それは赤十字国際委員会総

裁として自らが主張した人道の原則に相反するものであった。ただし、モアニエがフリカに渡ったことを示す形跡はまったく見当たらない。

13・ 家族思いの良き父



ギュスターフ・モアニエ（油彩、シャルル・ジロン作）

© ICRC Archives (ARR)

赤十字国際委員会総裁としての、また、万国国際法学会の創設者としてのモアニエの業績は枚挙に暇がないが、彼がもつとも大切にしていたであろう私生活や家族との関係についてはほとんど何もわかっていない。

ギュスターフとファニー・モアニエ夫妻は、5人の子どもをもうけた。アドルフ（1860年生まれ）、アドリ

アン＝アンドレ（1862年）、ロール（1863年）、エドメ（1864年）、そしてルイ（1870年）である。

子どものうち3人は幼くして亡くなった。アドリアン＝アンドレは9歳で、エドメは10歳で、ルイは生後すぐに他界した。モアニエ夫妻はひどく心を痛めたにちがいない。

長寿であったことの代償として、モアニエは盟友がひとり、またひとりと自分の眼前から姿を消していく悲しみにも耐えたのであった。赤十字国際委員会設立メンバー

のうち、デュナンは1867年に追放され、モーノワール博士は1869年に他界し、デュフル將軍は1875年に、そして莫逆の友であったアピア博士は1898年に死去した。

その一方で、モアニエ夫妻は2人の子どもが成人して結婚するとう喜びも分かち合った。1883年、アドルフはリディー・ボナ・ドウ・モランと、同年にロールはアドリアン・ペイローと、それぞれ



右から、ギユスターフ・モアニエ、孫レイナル、息子アドルフ

© Moynier family (撮影：Frédéric Boissonnas)

結婚した。アドルフとリディー・モアニエ夫妻は2人の子レイナルとマルセル^⑥を、ローレルとアドリアン・ペイロー夫妻はエドメ、ギユスターフ、モーリス、アリスの4人の子をもうけた。

モアニエが高齢と病気のせいで赤十字国際委員会の事実上の総裁職やその他の活動から身を引かざるをえなくなつたとき、愛する家族の下に戻れたことは幸せであつた。晩年に撮られた写真には、ラテネ通の自宅やセシユロンの瀟洒な別邸「ヴィラ・モアニエ」や「ラ・ペジール」で、モアニエは子どもや孫たちに囲まれた家長としておさまっている。



ラテネ通の自宅書齋にて
© ICRC Archives (ARR)

さらにモアニエは『私の仕事』(Aperçu de mes travaux)と題した数百ページにおよぶ冊子を子どもたちに残している。そこには、自分が行つたさまざまな活動と、生まれ育つたジュネーヴ、故国スイス、そして人道に捧げた仕事についての説明が記されている。



晩年のギュスターフ・モアニエ
© ICRC Archives
(撮影：Frédéric Boissonnas)

1910年8月21日、モアニエは最愛の家族に看取られながらこの世を去った。妻のファニーも、それからわずか2年後の1912年に同じように家族に看取られて旅立った。



レマン湖に面したヴィラ・モアニエの庭園にて、ギュスターフ・モアニエと孫レイナル
© Moynier family (撮影：Adolphe Moynier)

14・ おわりに

ジュスターフ・モアニエの生涯は驚嘆すべき素晴らしい人生であった。彼がいなければ赤十字もジュネーヴ条約も存在しなかったにちがいない。モアニエはほぼ独力で赤十字国際委員会を40年間にわたって具現化し、その発展に必要であった法的、理論的基盤を赤十字に与えた第一人者である。ジュネーヴ条約は、事実上彼のペンから生まれたと言っても過言ではない。また、国際法の推進者であり万国国際法学会の創設者のひとりでもあった。さらに彼は戦争の法規慣例の定義に尽力し、国際刑事裁判所を構想した先駆者のひとりとしても挙げられる。

各国の元首や統治者らは、荣誉や勲章や褒賞を授与してモアニエの業績に敬意を表した。モアニエ自身も自らが受けてきたカルヴァン主義の教えが自画自賛を許さないことを、時の為政者たちが認めたくて祝福することを望んでいたと思われる。

それゆえ1901年にアンリー・デュナンが第1回ノーベル平和賞を受賞した事実を、モアニエが決して受容できなかったことはもつともである。1867年に破産宣



ボートに乗るギユスターフ・モアニエ、
3人の孫たちと詳細不明の婦人と
© Moynier family (撮影：Adolphe
Moynier)

告まで受けた元同僚が世界からの称賛を
受けたことに、恐らく彼は激しい憤りを
覚えたはずである。

赤十字から追放され各地をさまよった
艱難^{かんなん}辛苦^{しんく}の30年間を経て、ついにアン
リー・デュナンは自分が何よりも切望し
てやまなかつた正当な評価を受け、今日

もその名は世界から尊敬されている。ギユスターフ・モアニエもそれに勝るとも劣ら
ない重要な仕事を成し遂げ、生前は名声と栄誉をほしいままにした。しかし、その死
後モアニエの名は世間からすぐに忘れ去られたのである。

それはモアニエがあまりに平穏な生涯を送ったことへの代償なのだろうか。予めす
べてが計画されたものではなかったにせよ、モアニエはこつこつと堅実にその人生を
歩んだ。ゆりかごに眠る幼いモアニエの傍らにいた守護天使は、生涯を通して彼を見
守った。しかし、世間が記憶にとどめるのは波瀾に満ちた明暗流転の生涯のみである。

その意味では、ソルフエリーノの負傷兵の傍らで過ごした3日間のほうが、幾多の苦難を乗り越えて全生涯を赤十字の発展に捧げた40余年の歳月の長さよりも、重いのである。

いづれにせよ、モワニエとデュナンの没後百余年を経た今日、2人が成し遂げた業績の功罪について改めて考える時期に来ている。性格的にまったく正反対であったデュナンとモアニエは、しかし、互いに相補い合う存在でもあった。そのおかげで赤十字とジュネーヴ条約という人類にとっての2つの尊い宝が産声をあげ、今日の姿があるのだ。

年表

1826年9月21日

ギュスターフ・モアニエ誕生。父ジャックIIアンドレ・モアニエ、母ロール・モアニエ（旧姓デオナ）。ギュスターフは、モアニエ家の一人息子であった。

1846年8月～10月

10月の大学での新学期開始まで、ギュスターフ・モアニエは、その夏をドイツのハイデルベルクで過ごす。

1846年10月6日～9日

ジュネーヴ急進革命。貴族階級と（モアニエ家が属す）裕福な中産階級は権力を失う。身の危険を感じ、両親はアヌシーを経てパリに逃れる。ギュスターフ・モアニエもパリで両親に合流。

1846年～1850年

ソルボンヌ大学で法学を専攻。ギュスターフ・モアニエはパリの文化を満喫し、特に演劇に魅了される。パリ在住のジュネーヴ人との交流を深める。銀行家バルテルミ・パッカールの娘ファニーと知り合う。

1847年11月4日～29日

ゾンダーブント戦争。ギヨーム・アンリー・デュフル將軍がスイス連邦軍を指揮し、スイスが分

裂の危機にあつた内戦を3週間で終わらせヨーロッパ列強の介入を回避。

1849年8月4日

ジャック・アンドレ・モワニエ、ジュネーヴ近郊（アン県）のフェルネにある地所「ラ・ペジューブル」を購入。

1850年3月1日

パリで、ギユスターフ・モアニエは学士論文の口頭試問を受けて最高点を取る。

1850年7月2日～3日

ジュネーヴで、ギユスターフ・モアニエは弁護士として実務研修を始めるため、自分の論文『ローマ法における禁止事項』に関する口頭試問を受ける。7月9日に弁護士資格を得て、グデ・オデウ法律事務所で実務研修を開始。

1850年12月29日

ギユスターフ・モアニエは、見習い工を支援する扶助協会の会員となる。間もなく書記職となり、その後、事務局長となる。

1851年6月14日

ギユスターフ・モアニエとファンニー・パッカールは、フェルネのプロテスタントの教会で挙式。

1851年9月16日

実務研修を終えずにグデ・オデウ法律事務所を辞職したギユスターフ・モアニエは、知人の業務代

理店で法律顧問となる。

1854年夏～秋

ギユスターフ・モアニエは、リヨンとジュネーヴを結ぶ鉄道会社の会計係と火災保険会社の外交員を辞す。1854年以降、給与を得る仕事をした形跡はない。

1855年2月15日

ギユスターフ・モアニエはジュネーヴ公益福祉協会の会員として認められ、博愛主義のために尽力しようと呼ぶ。

1856年9月15日～20日

ギユスターフ・モアニエは、ブリュッセルの国際福祉大会にジュネーヴ公益福祉協会の代表として参加。

1857年12月10日

ギユスターフ・モアニエ、ジュネーヴ公益福祉協会の会長に選出。31歳。

1858年

ギユスターフ・モアニエの編集による『ジュネーヴ公益福祉協会会報』第1号発行。

1859年6月24日

ソルフェリーノの戦い。

1860年9月26日

モアニエ夫妻の長男（第1子）アドルフ・モアニエ誕生。

1862年11月

アンリー・デュナン著『ソルフェリエーノの思い出』出版。デュナンは、ギユスターフ・モアニエに献本。

1862年12月

ギユスターフ・モアニエ、アンリー・デュナンに連絡をとる。

1863年2月9日

ギユスターフ・モアニエ、同年9月にベルリンで開催予定の国際福祉学会に提出する草案作成を目的として、ジュネーヴ公益福祉協会にデュナンの案を提案。その結果、公益福祉協会はその草案起草委員会に5名のメンバー、デュナン、モアニエ、デュフル将軍、ルイ・アピア医学博士、テオドル・モノワール医学博士の任命を決定。赤十字国際委員会（五人委員会）創設。

1863年2月17日

五人委員会本会議。五人委員会を恒久的な委員会とすることが決定され、デュフル将軍を総裁に任命。

1863年9月1日

五人委員会が、1863年10月26日から28日にジュネーヴで開催する国際会議の招聘状を送付。

1863年9月

アンリー・デュナンが、国際統計学会での民間人と軍人の健康と死亡率の比較統計をテーマとする第4部会に参加のため、ベルリンに赴く。

1863年9月14日

モアニエ夫妻の長女(第3子)ロール・モアニエ誕生。

1863年9月15日

国際統計学会の支持を得て、アンリー・デュナンが1863年9月1日の案に軍の衛生部隊の中立的地位という概念を加えることによつて、国際会議の目的を拡大した新たな書状を送付。

1863年10月1日

ジュネーヴでスイス統計学会設立。ギユスターフ・モアニエを会長に選出。

1863年10月26日〜29日

1863年10月の国際会議本会議。デュフル將軍の開会の辞に続き、ギユスターフ・モアニエが五人委員会の提案を説明して議長役を務める。この会議で赤十字社の基盤となる10カ条の決議案と、各国政府への3つの勧告を採択。

1864年3月13日

ギユスターフ・モアニエ、赤十字国際委員会総裁に選出される。デュフル將軍が名誉総裁となり、デュナンは書記職にとどまる。

1864年8月8日～22日

外交会議。デュフル將軍、レマン医学博士（スイス連邦軍軍医総監）とモアニエが、スイス全權大使として参加。デュフル將軍は会議の議長に選出され、モアニエの主導で五人委員会が準備した条約草案を審議。最初のジュネーヴ条約として1864年8月22日調印。

1867年2月25日

デュナンがその理事の一員に名を連ねる「ジュネーヴ信託銀行」が経営破綻。

1867年4月

ギュスターフ・モアニエとルイ・アピアによる著書『戦争と仁恵 (*La guerre et la charité*)』の出版。

1867年8月26日～31日

パリで「第1回負傷兵のための救護社国際会議」（第1回赤十字国際会議）が開催。ギュスターフ・モアニエは副議長に選出される。フランス中央委員会の代表ブレダ伯爵が発した動議に対し五人委員会の立場を擁護。

1867年9月6日

赤十字国際委員会会議（パリ滞在中のアンリー・デュナンは不在）。デュナンは委員会から追放処分を受ける。

1868年1月

ギュスターフ・モアニエはパリで「平和連盟」の創設者のひとりとなる。

1869年4月22日〜27日

ベルリンで「第2回負傷兵のための救護社国際会議」が開催。ギユスターフ・モアニエは副議長に選出。

1869年10月

『国際赤十字社紀要』 (*Bulletin international des Sociétés de la Croix-Rouge*) 第1号の発行。年4回発行

され、ギユスターフ・モアニエが編集主幹を務める。

1870年7月15日

フランスがプロイセンに宣戦布告。(普仏戦争)

1870年7月18日および22日

1870年7月18日および22日に送付した書状で、赤十字国際委員会は「傷病兵救護のための国際

救護局(捕虜情報局)」の開設を通知。

1870年11月22日

バーゼルに傷病兵救護のための国際救護局(捕虜情報局)を開設。緑十字の標章を使用。

1870年12月13日

ギユスターフ・モアニエの従弟であるギユスターフ・アドールが赤十字国際委員会委員に選出される。

1871年に書記となり、1888年に副総裁となる。

1872年3月16日

各国中央委員会宛ての書状で、ギユスターフ・モアニエはオランダ王国救護社がオランダ赤十字社

と命名したのをモデルに、各国救護社に「赤十字社」を標準名とすることを提案。

1872年9月14日

「アラバマ号」仲裁裁判判決。

1872年11月

ギユスターフ・モアニエは、国際法の分野でもっとも著名な専門家らを組織するための恒久的機関の創設を提案。

1873年9月8日～10日

ヘントの会議で万国国際法学会の創設メンバーが新たな国際機関の定款を採択。

1876年9月12日

ベルギー国王レオポルド2世が、著名なアフリカの専門家を招いた会議をブリュッセルで開催し、席上で「中央アフリカの探索および文明化のための国際協会」の計画を示す。

1877年4月23日～24日

ジュネーヴ地理学会が「中央アフリカの探索と文明化に関するスイス委員会」を設立。

1877年6月18日～23日

ブリュッセルで第1回国際アフリカ協会の会議が開かれ、ギユスターフ・モアニエは中央アフリカの探索と文明化に関するスイス委員会の代表として参加。

1877年

イギリスの探検家ヘンリー・モートン・スタンリーが、主にコンゴ川流域に沿って、インド洋から大西洋まで探検を成し遂げる。

1879年7月5日

『アフリカ探検と文明化』(*L'Afrique explorée et civilisée*) 創刊。ギユスターフ・モアニエは、その後10年間にわたり発行に携わる。

1880年9月6日～10日

イギリスのオックスフォードで開催された万国国際法学会が、ギユスターフ・モアニエが執筆した『陸戦法マニユアル』(『オックスフォード提要』)を採択。

1882年6月

ギユスターフ・モアニエが『赤十字―その過去と未来』(*The Red Cross, its Past and its Future*)を出版。

1883年

ギユスターフ・モアニエの2人の子どもが結婚。息子のアドルフ・モアニエは、リディー・ボナ・ドウ・モランと、娘のロール・モアニエは、アドリアン・ペイローと結婚。

1883年9月4日～8日

ミュンヘンで万国国際法学会開催。ギユスターフ・モアニエの提案を受け、学会は自由航行の原則をコンゴ川とその支流に適用することを推奨。

1884年9月1日～6日

ジュネーヴで第3回赤十字国際会議が、ギユスターフ・モアニエの主導で開催され、議長役も務める。

1885年2月23日～26日

ベルリン会議で、ベルギー国王レオポルド2世はドイツ、イギリス、フランス間の利害関係を巧みに利用してコンゴ盆地における国際アフリカ協会の統治を認めさせる。同会議は、コンゴ川とその支流における自由航行の原則を是認。

1885年5月29日

レオポルド2世がコンゴ自由国の樹立を宣言。

1886年4月17日

『アフリカ探検と文明化』における自身の反奴隷制の見解により、ギユスターフ・モアニエはイギリスおよび海外反奴隷制協会の通信会員に任命。

1886年6月12日

ギユスターフ・モアニエはフランス学士院の倫理・政治学アカデミーの通信会員に任命。

1887年7月9日

フランス学士院において、ギユスターフ・モアニエが講演『法的に見た「コンゴ自由国」の礎』を行う。

1887年9月22日～27日

カールスルーエで第4回赤十字国際会議開催。ギユスターフ・モアニエは名誉議長に任命される。

国際会議でついに赤十字国際委員会の使命と行動規範が定義される。

1889年12月

ギユスターフ・モアニエが『アフリカ探検と文明化』の出版事業を後任に引き継ぐ。

1890年5月22日

ギユスターフ・モアニエは、レオポルド2世によりスイスのコンゴ自由国総領事に任命。

1895年1月

万国国際法学会の第6回委員会報告として、ギユスターフ・モアニエとエドゥアール・エンゲルハルトによる『ジュネーヴ条約の実施に必要な刑事制裁に関する報告書』を出版。

1898年6月23日

ギユスターフ・モアニエ著『ジュネーヴ条約』改訂に関する研究』出版。

1898年10月11日

ギユスターフ・モアニエの業務量軽減のため、赤十字国際委員会はポール・デ・グートを書記に任命し、特に『紀要』の担当責任者とする。それまではモアニエがほぼすべてを行っていた。

1901年12月10日

アンリー・デュナンとフレデリック・パシーが第1回ノーベル平和賞を共同受賞。

1902年3月18日

ギユスターフ・モアニエはフランス学士院の倫理・政治学アカデミー外国人客員会員に選出。

1904年1月11日

ギユスターフ・モアニエ、健康上の理由からスイスのコンゴ自由国総領事を辞任する。名誉総領事に任命され、その死までその職にとどまる。

1904年3月14日

ギユスターフ・アドールが実質的に赤十字国際委員会の総裁職を引き継ぎ、ギユスターフ・モアニエは終身総裁に任命。

1906年6月11日～7月6日

ジュネーヴ条約改訂会議。ギユスターフ・モアニエは名誉議長に選出。

1910年8月21日

ギユスターフ・モアニエ死去。

(1875-1878), The Manual of the Laws of War (1880)”, *International Review of the Red Cross*, No. 303, November-December 1994, pp. 542-563.

André DURAND, “Gustave Moynier and the peace societies”, *International Review of the Red Cross*, No. 314, September-October 1996, pp. 532-550.

André DURAND, “Le premier Prix Nobel de la Paix (1901): Candidatures d’Henry Dunant, de Gustave Moynier et du Comité international de la Croix-Rouge”, *Revue internationale de la Croix-Rouge*, No. 842, June 2001, pp. 275-285.

André DURAND, *Gustave Moynier*, March 1999. Handwritten copy deposited in the Archives of the International Committee of the Red Cross.

Alexis FRANÇOIS, *Le Berceau de la Croix-Rouge*, Geneva, Librairie Jullien, and Paris, Librairie Édouard Champion, 1918, 336 pages.

Véronique HAROUEL, “Aux origines de la justice pénale internationale: la pensée de Moynier”, *Revue historique de droit français et étranger*, 77th year, No. 1, January-March 1999, pp. 71-83.

Véronique HAROUEL, *Genève – Paris, 1863 – 1918: Le droit humanitaire en construction*, Geneva, Henry Dunant Society, ICRC, French Red Cross, 2003, 819 pages.

C. LUEDER, *La Convention de Genève au point de vue historique, critique et dogmatique*, translated from German by the International Committee of the Red Cross, Erlangen, Édouard Besold, 1876, 414 pages.

international de la Croix-Rouge à Genève pendant les quarante premières années de son existence (1863 à 1904) présenté à ce comité le 17 octobre 1904, Geneva, ICRC, 1905, 126 pages.

Gustave MOYNIER, *Mes heures de travail*, Geneva, Société générale d'imprimerie, 1907, 93 pages.

Gustave MOYNIER, *Aperçu de mes travaux, 1850-1902*, handwritten, 1903, 119 pages.

Gustave MOYNIER, *Catalogue du petit musée de Champel inauguré le 7 mars 1909 et faisant connaître les encouragements que la Croix-Rouge a reçus en la personne du premier Président de son Comité international de 1863 à 1909*, Geneva, Imprimerie Soullier, 1909, 39 pages.

ギュスターフ・モアニエ、または、赤十字史に関する書籍・論文

Pierre BOISSIER, *History of the International Committee of the Red Cross: From Solferino to Tsushima*, Geneva, Henry Dunant Institute, 1985, 391 pages (first French edition in 1963).

Bernard BOUVIER, *Gustave Moynier*, Geneva, Imprimerie du Journal de Genève, 1918, 60 pages.

Jean DE SENARCLENS, *The Founding of the Red Cross: Gustave Moynier, its Master Builder*, Geneva, Éditions Slatkine, 2006, 360 pages.

André DURAND, «Quelques remarques sur l'élaboration des principes de la Croix-Rouge chez Gustave Moynier», *Studies and Essays on International Humanitarian Law and Red Cross Principles in Honour of Jean Pictet*, edited by Christophe SWINARSKI, Geneva, ICRC, and The Hague, Martinus Nijhoff Publishers, 1984, pp. 861-873.

André DURAND, "The role of Gustave Moynier in the founding of the Institute of International Law (1873), The War in the Balkans

CXXVIII, 1887, pp. 460-497.

Gustave MOYNIER, *Les causes du succès de la Croix-Rouge*, Paris, Alphonse Picard, 1888, 22 pages.

Gustave MOYNIER, *Considérations sur la sanction pénale à donner à la Convention de Genève*, Lausanne, Imprimerie F. Regamey, 1893, 33 pages.

Gustave MOYNIER, et Édouard ENGELHARDT, “De la sanction pénale à donner à la Convention de Genève”, Rapport de MM. G. MOYNIER et Éd. ENGELHARDT, *Annuaire de l’Institut de Droit international*, vol. XIV, 1895, Cambridge session, pp. 17-31.

Gustave MOYNIER, *Essais sur les caractères généraux des lois de la guerre*, Geneva, Ch. Eggimann, 1896, 123 pages (*Séances et Travaux de l’Académie des sciences morales et politiques de l’Institut de France*, tome CXLIV, pp. 667-697 et 828-849).

Gustave MOYNIER, *Notions essentielles sur la Croix-Rouge*, Geneva, Georg, 1896, 53 pages.

Gustave MOYNIER, *La révision de la Convention de Genève. Étude historique et critique suivie d’un projet de Convention révisée*, Geneva, ICRC, 1898, 64 pages.

Gustave MOYNIER, *La Convention de Genève au point de vue religieux*, Dole, Typ. L. Bernin, s.d., 10 pages (offprint from *Revue Chrétienne*, September 1899).

Gustave MOYNIER, *La part du Comité international de la Croix-Rouge dans l’histoire de la Convention de Genève*, Geneva, Imprimerie Soullier, 1900, 40 pages.

Gustave MOYNIER, *Les Conférences internationales des Sociétés de la Croix-Rouge*, Geneva, Imprimerie Soullier, 1901, 73 pages.

Gustave MOYNIER, *La fondation de la Croix-Rouge*, Geneva, Imprimerie Soullier, 1903, 35 pages.

Gustave MOYNIER, *Rappel succinct de l’activité déployée par le Comité*

- Gustave MOYNIER, “Les dix premières années de la Croix-Rouge”, *Bulletin international*, No. 16, July 1873, pp. 165-243.
- Gustave MOYNIER, “Ce que c’est que la Croix-Rouge”, *Bulletin international*, No. 21, January 1875, pp. 1-8 (offprint, Geneva, Imprimerie B. Soullier, 1874, 23 pages).
- Gustave MOYNIER, Congrès international. Hygiène-Sauvetage-Économie sociale, Rapport sur la 7^e question de la 2^e section: “De la fédération des Sociétés de secours aux militaires blessés”, s.l.n.d, [1876] 12 pages.
- “The Laws of war on Land, Manual published by the Instituted of International Law”, *The Laws of Armed Conflicts: A Collection of Conventions, Resolutions and Other Documents*, edited by Dietrich SCHINDLER and Jirí TOMAN, fourth edition, Leiden & Boston, Martinus Nijhoff Publishers, 2004, pp. 29-40 (original French: “Manuel des lois de la guerre sur terre”, Adopted by the Institute of International Law on 9 September 1880 (Oxford session), *Annuaire de l’Institut de Droit international*, vol. 5 (1881-1882), pp. 156-74.
- Gustave MOYNIER, *The Red Cross, its Past and its Future*, translated by John Furley, Cassel, London, Peter, Galpin & Co, 1883, 190 pages (original French: *La Croix-Rouge, Son Passé et son Avenir*, Paris, Sandoz et Thuillier, 1882, 288 pages).
- Gustave MOYNIER, “La question du Congo devant l’Institut de Droit international”, *Annuaire de l’Institut de Droit international*, tome VII, 1883, pp. 250-274.
- Gustave MOYNIER, “De quelques faits récents relatifs à la Convention de Genève”, *Revue de Droit international et de Législation comparée*, tome XVIII, 1886, pp. 545-562.
- Gustave MOYNIER, “La fondation de l’État indépendant du Congo au point de vue juridique”, *Séances et Travaux de l’Académie des sciences morales et politiques de l’Institut de France*, tome

Procès-verbaux des séances du Comité international de la Croix-Rouge, 17 février 1863 - 28 août 1914, edited by Jean-François PITTELOUD with the collaboration of Caroline BARNES and Françoise DUBOSSON, Geneva, ICRC and Henry Dunant Society, 1999, 858 pages.

ギュスターフ・モアニエの主要著作

Gustave MOYNIER, *Notions générales sur les interdits en droit romain*, thesis, Geneva, Imprimerie Jules-Guillaume Fick, 1850, 44 pages.

Gustave MOYNIER, *Biographie biblique de l'Apôtre Paul*, Lausanne, George Bridel, 1859, 127 pages.

Gustave MOYNIER & Louis APPIA, *Help for Sick & Wounded*, translated by John Furley, London, John Camden Otten, 1870, 468 pages (Original French: *La guerre et la charité, Traité théorique et pratique de philanthropie appliquée aux armées en campagne*, Geneva and Paris, Librairie Cherbuliez, 1867, 402 pages).

Gustave MOYNIER, *La neutralité des militaires blessés et du service de santé des armées*, Saint-Germain, Imprimerie L. Toinon & Cie, April 1867, 120 pages.

Gustave MOYNIER, *Étude sur la Convention de Genève*, Paris, Joël Cherbuliez, 1870, 376 pages.

Gustave MOYNIER, "Note sur la création d'une institution judiciaire internationale propre à prévenir et à réprimer les infractions à la Convention de Genève", *Bulletin international des Sociétés de la Croix-Rouge*, No. 11, April 1872, pp. 122-131 (reprint: Geneva, Imprimerie Soullier & Wirth, 1872, 12 pages).

Gustave MOYNIER, *La Convention de Genève pendant la guerre franco-allemande*, Genève, Imprimerie Soullier & Wirth, 1873, 59 pages (offprint from *Bulletin international*, No. 14, January 1873, pp. 51-70; No. 15, April 1873, pp. 104-137).

- Rapports de l'Agence internationale de Secours aux Militaires blessés*, Geneva, Imprimerie Soullier & Wirth, 1870-1871, 466 pages.
- Rapport du Comité international de Bâle pour les secours aux prisonniers de guerre (1870-1871)*, Basel, Imprimerie G. A. Bonfantini, 1871, 113 pages & annexes.
- Actes du Comité international de Secours aux Militaires blessés*, Geneva, Imprimerie Soullier & Wirth, 1871, 260 pages.
- “Les destinées de la Convention de Genève pendant la guerre de Serbie”, *Bulletin international*, No. 28, October 1876, pp. 164-176.
- Le Comité international de la Croix-Rouge de 1863 à 1884*, Geneva, Imprimerie Soullier, 1884, 46 pages.
- Troisième Conférence internationale des Sociétés de la Croix-Rouge tenue à Genève du 1er au 6 septembre 1884, Compte rendu*, Geneva, ICRC, 1885, XIX & 444 pages.
- Du rôle du Comité international et des relations des Comités centraux de la Croix-Rouge: Rapport présenté par le Comité international à la Conférence internationale des Sociétés de la Croix-Rouge à Carlsruhe en 1887*, Geneva, ICRC, 1887, 24 pages.
- Quatrième Conférence internationale des Sociétés de la Croix-Rouge tenue à Carlsruhe du 22 au 27 septembre 1887, Compte rendu*, Berlin, Central Committee of the German Associations of the Red Cross, 1887, VII & 154 pages.
- Le Comité international de la Croix-Rouge de 1884 à 1892*, Geneva, ICRC, 1892, 28 pages.
- “La part du Comité international de la Croix-Rouge dans l’histoire de la Convention de Genève”, *Bulletin international*, No. 123, July 1900, pp. 136-147; No. 124, October 1900, pp. 208-225.
- Le Comité international de la Croix-Rouge de 1892 à 1902*, Geneva, ICRC, 1902, 24 pages.

文献一覧

参考文献

(原著に示された文献には日本語版が存在しないため、本書においてはすべて原語表記のまま掲載する。)

Compte rendu de la Conférence internationale réunie à Genève les 26, 27, 28 et 29 octobre 1863 pour étudier les moyens de pourvoir à l'insuffisance du service sanitaire dans les armées en campagne (excerpt from the *Bulletin* No. 24, of the Geneva Public Welfare Society), Geneva, Imprimerie Jules-Guillaume Fick, 1863, 150 pages.

Compte rendu de la Conférence internationale pour la Neutralisation du Service de Santé militaire en Campagne, réunie à Genève du 8 au 22 août 1864, handwritten copy in the ICRC Library, reproduced in DE MARTENS, *Nouveau Recueil général de Traités*, vol. XX, pp. 375-399, and in *Revue internationale de la Croix-Rouge (RICR)*, No. 425, May 1954, pp. 416-423; No. 426, June 1954, pp. 483-498; No. 427, July 1954, pp. 573-586.

Conférences internationales des Sociétés de Secours aux Blessés militaires des Armées de Terre et de Mer, tenues à Paris en 1867, second edition, Paris, Commission générale des Délégués and Imprimerie Baillière & Fils, 1867, 372 & 286 pages.

Compte rendu des Travaux de la Conférence internationale tenue à Berlin du 22 au 27 avril 1869 par les Délégués des Gouvernements signataires de la Convention de Genève et des Sociétés et Associations de Secours aux Militaires blessés et malades, Berlin, Imprimerie J.-F. Starcke, 1869, 488 pages.

“Les Sociétés de secours pendant la guerre de 1870”, *Bulletin international des Sociétés de Secours aux Militaires blessés*, No. 5, October 1870, pp. 1-13.

原注

①現在の「ヴィーラ・モアニエ」。

②1870年7月、ギユスターフ・モアニエは非常に楽観的にこう記している——「赤十字の保護下にある各国救護社が持つ本来の国際的特徴とは、自らを行動へと駆り立てる精神、すなわち、戦場で血が流されるたびにどこであろうと救護に赴き、傷ついた同胞と等しく負傷した異邦人を気遣うという慈善の精神にある。各国救護社は、傷ついた敵へのいかなる憐れみも許さない野蛮な愛国心に毅然と抗議する意思の具現化である。各国救護社は、現代の良識ある人々が非難する見えざる壁、無教養な狂信的行為によつて生み出され、いともたやすく家族同士や人類の中にはびこつてしまう偏見を打ち壊すために行動し続けるのである。」だが、この楽観的な思いは普仏戦争の勃発でかき消された。

③ギユスターフ・アドール(1845～1929)は、法律家で1870年に赤十字国際委員会に参加した。1910年よりギユスターフ・モアニエから赤十字国際委員会総裁の職を引き継ぎ、1928年に亡くなるまでその職責を果たした。政治家としての経歴は、「自由党(Liberal Party)」に所属し、ジュネーヴ州議会議員を経てスイス連邦議会議員を務めた。第1次世界大戦の影響によりスイスの社会情勢が非常に悪化した20世紀初頭、

1917年6月にスイス連邦参事(閣僚)に選出され、1919年にはスイス連邦大統領となった。

④モアニエは、1870年から1871年の間の普仏戦争において、フランスとプロイセンが相互に非難しあつた法律違反と慣習違反の多くは、武力紛争の際に適用される規則についての両国の認識と運用の見解が異なつていたという事実起因すると気づいていた。

⑤ハイデルベルク大学教授であつたブルンチュリは、当時、規約草案という形で、公的な国際法全般を書き換えるという野心的な著作を出版したばかりであつた。ヨハン・カスパー・ブルンチュリ著『法律書としての文明国における現代国際法』、ノードリンゲン、ベック社、1868年、前書き12頁および本文520頁。(Johann Caspar Bruntschli, *Das moderne Völkerrecht der zivilisierten Staaten als Rechtsbuch dargestellt*, Nördlingen, Beck, 1868, XII & 520 pages)

⑥ギユスターフ・モアニエの孫娘マルセル・モアニエは、スイスのみならず世界的に高く評価され、現在まで続く「ジュネーヴ人形劇団」を1929年に創立した人物として、ジュネーヴ市民ならその名を誰もが知つている。市内の小劇場で上演された魅惑的な人形劇は、いままなお多くのジュネーヴ市民の記憶に刻まれている。

訳注

- (1) ヘルヴェチア共和国…1798年、スイス革命によって形成された共和国。フランスの傀儡国家で5年後の1803年に瓦解した。首都はルツェルンに置かれた。
- (2) ピエモンテ・サルデーニャ王国…18世紀から19世紀にかけて、北イタリア・ピエモンテ地方に存在した王国で、11世紀から続くサヴォイア家が領有した。フランスとオーストリアから圧迫を受けながらも、イタリア統一運動(リソルジメント)の拠点となり、1861年に国王ヴィットリオ・エマヌエーレ2世の下、イタリア王国が成立した。
- (3) ラ・ペジューブル…経緯や由来は定かではないが、パリからジュネーヴに戻ったモアニエの両親が新居につけた愛称。「ペジューブル」とは、フランス語で「平和/平穏」といった意。
- (4) 瀟洒な別荘…現在もレマン湖畔に所在する「ヴィラ・モアニエ」は、モアニエの義父バルテルミ・パッカールが建て、その後モアニエ家の別邸となり、五人委員会の事務局としても使われた。また、モアニエの死後、1933年から1946年までは赤十字国際委員会本部として使われた。現在は「ジュネーヴ国際人道法および人権アカデミー (Geneva Academy of International

Humanitarian Law and Human Rights)」が入居している。これは2007年にジュネーヴ大学法学部と国際・開発研究大学院が共同で設立した国際人道法に特化した大学院・研究機関である。

- (5) ゾンダーブント戦争…1847年11月に起こったスイスにおける宗教内戦。統一連邦制を主張する自由主義諸州連合(カントン)と保守主義・カトリック主義諸州防衛同盟(ゾンダーブント)との間で対立が激化してスイス誓約同盟が分裂の危機に陥った際、デュフル將軍率いるスイス連邦軍が迅速に戦争を終結させ、ヨーロッパ列強による干渉を防いで分裂を回避した。この内戦が、翌1848年に起きるフランスの2月革命にも影響を与えた。

- (6) ソルフェリーノの戦い…第2次イタリア独立戦争(1859年)の最中、1859年6月24日、イタリア北部ロンバルディア地方のソルフェリーノを中心に行われた大会戦。ナポレオン3世の率いるフランス軍とヴィットリオ・エマヌエーレ2世の率いるサルデーニャ王国軍の連合軍が、フランツ・ヨーゼフ1世の率いるオーストリア軍と激突し、かろうじてフランス・サルデーニャ連合軍が勝利したものの、両軍とも甚大な犠牲者を出した。

- (7) ワーテルローの戦い…1815年6月18日、現在のベルギーのワーテルロー近郊でナポレオン1世の率いるフランス軍と、イギリス、オランダをはじめとする連合国軍およびプロイセン軍と

の大会戦。フランス軍が敗北し、ナポレオン1世最後の戦いとなった。

(8) 6月24日の夕刻…デユナンがカステイリオーネに到着した時には諸説あり、翌日の6月25日だったとする史料もある。著者ブニョンの私信によれば、これまでその到着日時に関する検証を試みた正式な研究はない。しかし、デユナンがソルフェリーノの戦いの数日後に北イタリアからヴァレリー・ドウ・ガスパラン伯爵夫人に送った書簡が、1859年7月9日づけ「ジュネーヴ新聞」3ページに掲載されており、戦い直後の書簡という時期を考えると信憑性が高い。それによれば、6月27日午後6時にデユナンがカステイリオーネを後にするまでの「丸3日間負傷兵の看護をした」とデユナン自身が記しており、また、「(ソルフェリーノの戦いの)戦闘が始まった日(6月24日)にブレシアから戦場をめざした」とあることから、デユナンがカステイリオーネに到着したのは6月24日中、または遅くとも25日未明であった可能性が高い。もしそれより到着が遅ければ、大勢の負傷兵が殺到していたカステイリオーネで高級将校が宿泊できるような個人宅は真つ先にフランス軍が接取しており、戦いに無関係だったデユナンが25日の時点で宿泊先を見つけることは不可能だったと考えるべきではないかという。ただし、いずれにしてもその差はおそらくわずか数時間であり、議論に値するほどの問題ではないというのがブニョンの見解である。

(9) 五人委員会…委員会の呼称に関して、「五人委員会」の発足から「赤十字国際委員会」の正式名称が確定するまでの間はさまざまな通称で呼ばれた。この点に関して、原著のこの部分は単にthe Committee「委員会」としており、他の箇所でもthe Geneva Committee「ジュネーヴ委員会」やthe International Committee「国際委員会」等としてランダムに言及されている。原著では36頁の写真説明として「五人委員会」の名称が挙げられている以外、「五人委員会」の名称はまったく使用されていない。しかし、本書では日本の読者向けに、便宜上「五人委員会」、およびデユナン追放後については「赤十字国際委員会」として、翻訳者の判断で文脈に合わせて訳語を統一したことをお断りしておく。

(10) 傷病兵搬送車…救急搬送専用の車両は、19世紀初頭から戦争の近代化と共に一般化した。フランス語の ambulance は元来「移動病院／野戦病院」の意味だったが、19世紀初頭のナポレオン戦争を機に、傷病兵を運ぶ「救急搬送用車両」の意味に転じた。英語の ambulance は、クリミア戦争時に「救急搬送用車両」の意味で定着した。現在では ambulance に相当する日本語は「救急車」であるが、前述の理由からここでは「傷病兵搬送車」と訳した。

(11) バーゼル・ドイツ、フランスと国境を接し、ライン川上流沿岸に面したスイス北西部に位置するスイス第3の都市。

(12) 互いを酷評しあった…赤十字国際委員会は、1863年の

国際会議の時点では各国に赤十字社が設立されれば、平時でも戦時でも赤十字国際委員会の存在なしに、各赤十字社が相互に円満な関係を築き情報伝達を行うと想定していた。しかし、1870年7月に普仏戦争が起こると、フランス赤十字社とドイツ諸邦の各国赤十字社は相互をジュネーブ条約違反として激しく誹謗中傷し直接対話を拒絶したため、その中立的仲介役を赤十字国際委員会が担わざるをえなくなった。しかし、実際にここで条約違反とされた行為の大半は、たとえばフランス側の村落の多くがプロイセン軍の攻撃を防ごうと家々に赤十字標章を掲げたといった、条約とは何ら関係のない低次元の事象に基づくものであった。ところが、この誹謗中傷合戦はオーストリアを中心とする周辺諸国の中立であるべき赤十字社間にも波及する結果となり、各国赤十字社間で相互の対立へと発展した。その結果、赤十字国際委員会は仲介役としての活動継続の必要性を痛感するに至り、他方、ジュネーブ条約の改訂には慎重にならざるをえない状況に陥った。

(3) ヘンリー・モートン・スタンリー…1841～1904。
イギリス・ウェールズ出身のアフリカ探検家でジャーナリスト。「ニューヨーク・ヘラルド」紙の特派員としてアフリカに派遣され、1871年、行方不明だったイギリスの探検家デイヴィッド・リヴィングストンを発見し全世界の注目を浴びた。1877年にはヨーロッパ人として初めてタンガニーカ湖からコンゴ川を下り大西洋まで達した。後にベルギー国王レオポルド2世の要請を受け

てコンゴの植民地化を推し進め、ベルリン会議でのコンゴ自由国承認を導いた。

(4) ベルリン会議…アフリカ分割に関し、1884年11月から1885年2月の100日余にわたって開催された国際会議。当時のアフリカでは、ヨーロッパ列強による植民地争奪戦で各国の利害対立が起こっていたことから、ビスマルクの提唱で同会議が開かれた。会議の結果、アフリカ分割の大原則が決まり、既得権益を調整したうえでこれを国際的に承認することなどを内容とするベルリン条約（全7章38条）が締結された。

訳者あとがき

何ものにもとらわれない自由奔放な発想と八面六臂の行動の人がアンリー・デュナンだとすれば、ギユスターフ・モアニエは、まさに縁の下の力持ちとして、デュナンの発想した赤十字を現実のものとすることにその生涯をかけた冷徹な実務の人である。本書は、これまで一部の研究者の間でしか共有されてこなかったモアニエの主要な仕事の功罪と人となり、伝記として平易な文章で簡潔にまとめた好著である。

フランソワ・ブニヨンによるフランス語版の原著は、2010年、デュナンとモアニエの没後100年の記念事業として、ロジェ・デュランによる『アンリー・デュナン伝』と同時出版された。この2冊は、誰もが手軽に読めるようにマスマーケットサイズのペーパーバックとして敢えて造本や仕様を同一とし、販売形態も2冊1セットのみとされ、バラ売りはされていない。ブニヨンによれば、これは、ともすれば対立の構図のみが強調されがちなデュナンとモアニエが、赤十字やジュネーブ諸条約の実現に向けては、明確に相補い合う関係であったことを象徴する意図があるという。したがって2冊の本文の内容や構成も補完性を重視し、読者が赤十字の創設から発展に

至る経緯を理解し、基本原則と国際人道法の理解にもつながるような細かな配慮が随所になされている。

原著はその後、各国赤十字社によって相次いで翻訳されており、現在までに英語、アルバニア語、アラブ語、中国語、ドイツ語、イタリア語、韓国語、マケドニア語、セルビア語版が出された。今回の日本語版訳出についても、原著者は2冊同時の訳出と刊行を強く希望したが、日本赤十字国際人道研究センターでは2018年にピエール・ボワシエの『アンリー・デュナン伝』を刊行したばかりという経緯があり、将来的にデュラン著の『アンリー・デュナン伝』の日本語版も刊行するという条件で、今回の日本語版刊行について許諾を得た。

日本語への訳出に際しては、赤十字に関心のある青少年をはじめ、一般の読者に広く読んでもらうことを願って、地名や人名、史実、文化的背景等に関して訳注を付すと共に、原著には収録されていない写真も、原著者や赤十字国際委員会の協力を得て可能なかぎり加えた。その結果、他言語版にはないモアニエ家秘蔵の写真数点も今回新たに収録することができた。さらに、原著に引用されている条約の文言等については、

日本語の公定訳ではなく、内容のわかりやすさを優先した訳とするように心がけたことをお断りしておく。また、付録の「文献一覧」に所収の文献タイトル等は、すべて既存の日本語訳がなく著者名にも定訳がない場合がほとんどであるため、敢えて原語のままの掲載とした。

訳出作業や訳注執筆にあたっては、不勉強な訳者の疑問点や質問事項について、毎回照会のたびに原著者から非常に緻密かつ丁寧な回答と過分な激励をいただいた。ここに改めて御礼を申しあげたい。

末筆ながら、ピエール・ボワシエ著『アンリー・デュナン伝』の訳出事業に続き、私に再びこのような機会を与えてくださった日本赤十字国際人道研究センター所長の井上忠男氏、草稿段階の拙訳に関して、根気よくさまざまな観点から助言や指摘をしてくださった日本赤十字国際人道研究センター研究員諸氏と関係者の皆さまに、この場をお借りして深く感謝を申しあげる。

2020年1月、デュナンとモアニエの没後110年目の年明けに

廣渡太郎

本書の訳出にあたり、主に以下の文献を参考にした。

- Barkley, K. T., (1990). *The Ambulance: The Story of Emergency Transportation of Sick and Wounded Through the Centuries*. Load N Go Press.
- Boissier, P. (1985). *History of the International Committee of the Red Cross, Volume I: From Solferino to Tsushima*. Henry Dunant Institute.
- Bugnion, F. (2012). “Birth of an idea: International Committee of the Red Cross and of the International Red Cross and Red Crescent Movement: from Solferino to the original Geneva Convention (1859–1864)”. *International Review of the Red Cross*, Vol. 94, No. 888., 1302-1338.
- Bugnion, F. (2003). *The International Committee of the Red Cross and the Protection of War Victims*, ICRC/MacMillan.
- Clapham, A. & Gaeta, P. ed. (2014). *The Oxford Handbook of International Law in Armed Conflict*. Oxford University Press.
- Conrad, J., Watts, C. ed. (2008). *Heart of Darkness and Other Tales*. Oxford University Press.
- コンラッド, J., 黒原敏行訳 (2009). 「闇の奥」, 光文社.
- Dunant, H., English version, American Red Cross (1939, 1959). *A Memory of Solferino*. International Committee of the Red Cross.
- Durand, R. (2011). *Henry Dunant*. Humanitarian Geneva.
- デュナン, H., 寺家村博訳 (1983). 「ソルフェリーノの記念」, メヂカルフレンド社.
- デュナン, H., 木内利三郎訳 (2011). 「ソルフェリーノの思い出」, 新装版, 日赤サービス.
- エンツェンスベルガー, H. M., 小山千早訳 (2003). 「武器を持たない戦士たち 国際赤十字」, 新評論.
- 吹浦忠正 (1991). 「赤十字とアンリ・デュナン 戦争とヒューマニティの相剋」, 中央公論社.

- Gagnebin B, & Gazay M. (1963). *Encounter with Henry Dunant*.
Librairie de l'Université Georg et Cie.
- Haffner, S. (1998). *Preußen ohne Legende*, Siedler Auflage.
- ハフナー, S., 魚住昌良監訳, 川口由紀子訳 (2000) 「図説 プロイセンの歴史—伝説からの解放」, 東洋書林.
- 橋本祐子 (1978). 「私のアンリー・デュナン伝—赤十字の創立者に学ぶ」, 学習研究社.
- Hashimoto, S. (1978). *Henry Dunant and Myself*. Henry Dunant Study Center.
- Hatchinson, J. (1996). *Champions of Charity: War and the Rise of the Red Cross*. Westview Press.
- 井上忠男 (2015). 「戦争と国際人道法 その歴史と赤十字のあゆみ」, 東信堂.
- 岸井敏 (2001). 「赤十字巡礼」, 日赤会館.
- 北野進 (2003). 「赤十字のふるさと ジュネーブ条約をめぐる」, 雄山閣.
- コッハー, E. & アマン, H., 九頭見和夫訳 (2005). 「赤十字の父 アンリー・デュナン」, 春風社.
- 国松孝次 (2003). 「スイス探訪 したたかなスイス人のしなやかな生き方」, 角川書店.
- Moorehead, C. (1998). *Dunant's Dream: War, Switzerland and the History of the Red Cross*. HarperCollins.
- 大川四郎 & 岡村民夫編 (2018). 「国際都市ジュネーブの歴史—宗教・思想・政治・経済」, 昭和堂.
- Pakenhan, T. (1991). *The Scramble for Africa*, George Weidenfeld & Nicolson.
- ビクテ, J., 井上忠男訳 (2010). 「解説 赤十字の基本原則〔第2版〕人道機関の理念と行動規範」, 東信堂.
- 森田安一 (2010). 「図説 宗教改革」, 河出書房新社.

【著者】 フランソワ・ブニヨン (François Bugnion)

政治学博士。

1970年に赤十字国際委員会に参加し、イスラエル、パレスチナ、バングラデシュ、トルコ、キプロスで任務を遂行した後、チャド、ベトナム、カンボジアの各在ICRC代表部代表を歴任。2000年より2006年まで「ICRC国際法および政策局」局長、2010年から2017年までICRC理事を務めた。

国際人道法や赤十字史に関する論文や著書は80を超え、特に大著『Le Comité international de la Croix-Rouge et la protection des victimes de la guerre』（赤十字国際委員会と戦争犠牲者の保護）は中国語、英語、ロシア語にも訳出されている。



【訳者】 廣渡太郎 (Taro Hirowatari)

日本赤十字秋田看護大学看護学部教授。日本赤十字国際人道研究センター研究員。

アリゾナ州立大学大学院で英語教育学と言語人類学を学ぶ。帰国後、講談社インターナショナルで編集者として語学教材や日本文学の英訳出版を手がけたのち、立教大学、日本大学芸術学部で教壇に立ち、その傍ら、NHKのテレビ番組『英語でしゃべらナイト』で「バックン英検」の企画・監修を担当するなど、英語教育に力を注いできた。現在は、看護学生への英語教育と赤十字理念の普及活動に取り組む。

主な著書に、『バックン辞書』、『間違いだらけのカタカナ英語』、(以上、GAKKEN)、『時事英語を読んで「話す力」をつける本』(中経出版)、『ビジネスに役立つ英語の音読』(ジャパントイムズ)など。翻訳書に、P. ボワシエ著『赤十字の創始者 アンリー・デュナン伝』(日本赤十字国際人道研究センター)、バンクシー著『Wall and Piece』(パルコ)などがある。



日本赤十字国際人道研究センターについて

(Japanese Red Cross Institute for Humanitarian Studies) <https://www.jrc.ac.jp/ihs/>

当センターは、赤十字と人道問題等に関する調査・研究を目的に2011年4月に学校法人日本赤十字学園の研究機関として設立されました。

センター事業は、日本赤十字社職員並びに日本赤十字学園管下の6大学、1短期大学の教職員で構成される研究員のほか、その他の大学の研究者等で構成される客員研究員により実施されています。当センターの研究・調査活動にご関心のある方は、当センター発行の『人道研究ジャーナル』をご覧ください。

赤十字と国際法の推進者 ギュスターフ・モアニエ伝

著者：フランソワ・ブニヨン / 廣渡太郎訳

2020年3月31日発行

発行：日本赤十字学園 日本赤十字国際人道研究センター

表紙イラスト：飛田有紀子

デザイン・印刷：(株) McKenzie Media Japan

The biography of Gustave Moynier



Japanese
Red Cross Society